

## 資料編

1	計画の策定経過	1
2	伊賀市人権政策審議会条例	3
3	伊賀市人権政策審議会委員名簿	5
4	伊賀市人権施策推進会議設置要綱	7
5	伊賀市人権侵害対策本部設置要綱	10
6	人権関連の条約や法律等	15
7	三重県の人権関連の条例等	26
8	伊賀市の人権関連の条例や宣言・計画	29
9	用語の意味	35
10	人権施策の歩み（人権年表）	44

# 1 計画の策定経過

## ① 伊賀市人権政策審議会開催経緯

開催年月日	審議内容
2022(令和4)年4月20日	2022年度第1回伊賀市人権政策審議会に「第4次伊賀市人権施策総合計画」策定について諮問
2022(令和4)年6月29日	2022年度第2回伊賀市人権政策審議会 1. 副会長の選任について 2. 第4次伊賀市人権施策総合計画基本方針(骨子・構成)の検討 3. 当事者ヒヤリングの項目について事業者アンケートの検討 4. その他
2022(令和4)年8月29日	2022年度第3回伊賀市人権政策審議会 1. 委員の紹介について 2. 第4次伊賀市人権施策総合計画基本方針(修正案)の検討 3. 第4次伊賀市人権施策総合計画人権に関する市民意識の現状と課題 4. その他
2022(令和4)年10月18日	2022年度第4回伊賀市人権政策審議会 1. 第4次伊賀市人権施策総合計画本文(中間案)の検討 2. その他
2023(令和5)年3月22日	第5回伊賀市人権政策審議会 1. 会長・副会長の選任 2. 第4次伊賀市人権施策総合計画策定スケジュールの説明 3. 第4次伊賀市人権施策総合計画本文(中間案)の検討 ・ 市内調整によって修正した点について ・ 前回審議会以降にいただいた意見を基に修正した点について ・ ヒアリング等調査結果に基づき修正した点について 4. その他 ・ 今後のスケジュールの説明
2023(令和5)年6月1日～ 2023(令和5)年6月30日	「第4次伊賀市人権施策総合計画(中間案)」に対するパブリックコメントの募集
2023(令和5)年7月18日	2023年度第1回伊賀市人権政策審議会 1. 第4次伊賀市人権施策総合計画(中間案)に対する意見について (1) パブリックコメントに対する回答 (2) 市議会からの意見に対する回答 2. 第4次伊賀市人権施策総合計画(最終案)の検討 3. その他
2023(令和5)年7月19日	伊賀市人権政策審議会より「第4次伊賀市人権施策総合計画」策定について答申

② 伊賀市人権施策推進会議開催経緯

開催年月日	会議内容
2022(令和4)年5月23日	第1回伊賀市人権施策推進会議 1. 副会長の選任について 2. 第4次伊賀市人権施策総合計画の諮問について ・策定方針について ・策定体制について ・スケジュールについて 3. 第4次伊賀市人権施策総合計画構成の検討・当事者ヒアリングについて ・計画の考え方について ・当事者ヒアリングについて 4. その他
2022(令和4)年8月25日	第2回伊賀市人権施策推進会議 1. 第4次伊賀市人権施策総合計画の検討について ・計画の基本方針の検討 2. 第4次伊賀市人権施策総合計画の検討について ・人権に関する意識調査の現状と課題 3. その他
2022(令和4)年10月12日	第3回伊賀市人権施策推進会議 1. 第4次伊賀市人権施策総合計画の本文（第3章）検討（中間案作成）について ・同和問題・同和地区の表記について ・具体的な人権施策の確認について 2. その他
2023(令和5)年3月9日	第4回伊賀市人権施策推進会議 1. 第4次伊賀市人権施策総合計画策定スケジュールの修正について 2. 第4次伊賀市人権施策総合計画（中間案）の検討について ・当事者ヒアリング等調査結果から ・審議会長等からの意見の反映について 3. その他

## 2 伊賀市人権政策審議会条例

平成16年11月1日  
条例第147号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、伊賀市人権政策審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ伊賀市における人権政策に係わる重要事項並びに部落差別をはじめとするあらゆる差別の撤廃及び市民等の人権擁護に関する事項について必要な調査及び審議を行い、その結果を報告し、又は意見を具申する。

(組織)

第3条 審議会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、吹に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 人権問題に関し経験を有する者及び人権問題に関し識見を有する者
- (2) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員が委嘱され、又は任命されたときの要件を失ったときは、委員を辞したものとみなす。
- 3 委員の再任は、妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

(専門部会)

第7条 審議会に、専門の事項を調査し、審議させるため必要があるときは、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会に属する委員は、会長が指名する。
- 3 専門部会については、前2条の規定を準用する。

(幹事)

第8条 審議会に幹事若干人を置き、市の職員のうちから市長が任命する。

2 幹事は、審議会及び専門部会の業務を処理する。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、人権生活環境部人権政策・男女共同参画課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則  
この条例は、平成16年11月1日から施行する。

附 則（平成20年3月26日条例第6号）  
この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月30日条例第2号）  
この条例は、平成22年4月1日から施行する。

### 3 伊賀市人権政策審議会委員名簿

委員任期：2022(令和4)年11月1日～2024(令和6)年10月31日まで

役職名	氏名	所属等
会長	谷川 雅彦	学識経験者（部落解放・人権研究所 所長）
副会長	堀川 実和子	伊賀市校長会
委員	井上 順子	伊賀市国際交流協会
	内田 香代	伊賀人権擁護委員協議会
	大西 一幸	伊賀公共職業安定所 所長(R5/4/1～)
	加納 克典	僕らの移住生活
	上田 康則	伊賀市住民自治協議会
	上出 優子	伊賀市人権学習企業等連絡会
	佐治 篤史	上野商工会議所
	澤野 政子	伊賀市男女共同参画ネットワーク会議
	辻上 浩司	三重県伊賀地域総合防災事務所 所長(R5/4/1～)
	西口 保次	伊賀市民生委員児童委員連合会
	深田 浩之	伊賀公共職業安定所 所長(R5/3/31～)
	藤井 理江	三重県伊賀地域総合防災事務所 所長(R5/3/31～)
	藤田 幸一	伊賀市人権同和教育研究協議会
	藤原 泰則	伊賀市障害者福祉連盟
	堀井 信雄	公募委員
	松村 哲夫	部落解放同盟伊賀市協議会
	南 徹雄	伊賀市住民自治協議会
	本江 優子	学識経験者（反差別・人権研究所みえ）
	八百田 政男	伊賀市老人クラブ連合会
	吉輪 康一	伊賀市障害者福祉連盟(R5/7/4～)

※会長・副会長以外の委員は五十音順。2023(令和5)年7月31日現在。

(期間)は、委嘱期間中、選出団体からの変更推薦による。(役職離任・退職、死亡等による)

委員任期：2020(令和2)年11月1日～2022(令和4)年10月31日まで

役職名	氏名	所属等
会長	谷川 雅彦	学識経験者（部落解放・人権研究所 所長）
副会長	堀川 実和子	伊賀市校長会（R4/4/1～）
委員	井上 順子	伊賀市国際交流協会
	内田 香代	伊賀人権擁護委員協議会
	加納 克典	僕らの移住生活
	上出 優子	伊賀市人権学習企業等連絡会
	佐治 篤史	上野商工会議所
	澤野 政子	伊賀市男女共同参画ネットワーク会議
	芝田 喜比古	公募委員
	西口 保次	伊賀市民生委員児童委員連合会(R4/7/7～)
	深田 浩之	伊賀公共職業安定所 所長(R3/4/1～)
	藤井 理江	三重県伊賀地域総合防災事務所 所長(R4/4/1～)
	藤田 幸一	伊賀市人権同和教育研究協議会
	藤原 泰則	伊賀市障害者福祉連盟
	松村 哲夫	部落解放同盟伊賀市協議会
	三ツ森 義久	伊賀市民生委員児童委員連合会(~R4/7/7)
	南 徹雄	伊賀市住民自治協議会
	本江 優子	学識経験者（反差別・人権研究所みえ）
	八百田 政男	伊賀市老人クラブ連合会
	山本 恭子	伊賀市住民自治協議会

※会長・副会長以外の委員は五十音順。

(期間)は、委嘱期間中の団体からの変更推薦による。(役職離任・退職、死亡等による)

## 4 伊賀市人権施策推進会議設置要綱

平成 18 年 5 月 9 日訓令第 19 号

改正

平成 19 年 3 月 30 日訓令第 15 号

平成 19 年 5 月 7 日訓令第 27 号

平成 19 年 9 月 12 日訓令第 42 号

平成 20 年 3 月 31 日訓令第 14 号

平成 21 年 8 月 11 日訓令第 51 号

平成 22 年 3 月 31 日訓令第 13 号

平成 23 年 7 月 29 日訓令第 30 号

平成 24 年 4 月 1 日訓令第 14 号

平成 25 年 4 月 1 日訓令第 19 号

平成 26 年 4 月 1 日訓令第 20 号

平成 27 年 4 月 1 日訓令第 20 号

平成 28 年 4 月 1 日訓令第 33 号

平成 29 年 4 月 1 日訓令第 34 号

平成 30 年 3 月 30 日訓令第 22 号

平成 31 年 4 月 1 日訓令第 18 号

令和元年 8 月 21 日訓令第 13 号

令和 2 年 4 月 1 日訓令第 32 号

令和 3 年 4 月 1 日訓令第 39 号

令和 4 年 5 月 16 日訓令第 67 号

(設置)

**第1条** 本市における人権施策を総合的かつ効果的に推進するため、伊賀市人権施策推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

**第2条** 推進会議は、次の事項を所掌する。

- (1) 人権施策に関する総合計画の策定に関すること。
- (2) 人権施策の総合的かつ効果的な推進に関すること。
- (3) 人権施策に関する関係部課、関係支所との連絡調整に関すること。
- (4) その他人権施策の推進について必要な事項に関すること。

(組織)

**第3条** 推進会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、人権生活環境部長とし、副会長は、委員の中から互選とする。

3 委員は、別表に掲げる者をもって充てる。

(推進会議の運営)

**第4条** 会長は、推進会議を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

**第5条** 推進会議の会議は、会長が必要に応じて招集し、会議の議長となる。

2 会長は、必要と認めるときは、推進会議の会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(プロジェクトチーム)

**第6条** 第2条に規定する事項について専門的に調査研究する必要があるときは、プロジェクトチームを置くことができる。

2 プロジェクトチームは、会長が指名する者をもって構成する。

(事務局)

**第7条** 推進会議の事務局を、人権生活環境部人権政策課に置く。

(補則)

**第8条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

**附 則**

この訓令は、平成 18 年 5 月 9 日から施行し、平成 18 年 5 月 1 日から適用する。

**附 則** (平成 19 年 3 月 30 日訓令第 15 号)

この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則** (平成 19 年 5 月 7 日訓令第 27 号)

この訓令は、平成 19 年 5 月 7 日から施行する。

**附 則** (平成 19 年 9 月 12 日訓令第 42 号)

この訓令は、平成 19 年 9 月 12 日から施行する。

**附 則** (平成 20 年 3 月 31 日訓令第 14 号)

この訓令は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則** (平成 21 年 8 月 11 日訓令第 51 号)

この訓令は、平成 21 年 8 月 11 日から施行する。

**附 則** (平成 23 年 7 月 29 日訓令第 30 号)

この訓令は、平成 23 年 7 月 29 日から施行し、改正後の伊賀市人権施策推進会議設置要綱の規定は、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

**附 則** (平成 24 年 4 月 1 日訓令第 14 号)

この訓令は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則** (平成 25 年 4 月 1 日訓令第 19 号)

この訓令は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則** (平成 26 年 4 月 1 日訓令第 20 号)

この訓令は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 4 月 1 日訓令第 20 号）

この訓令は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 4 月 1 日訓令第 33 号）

この訓令は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 4 月 1 日訓令第 34 号）

この訓令は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 30 日訓令第 22 号）

この訓令は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 4 月 1 日訓令第 18 号）

この訓令は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 8 月 21 日訓令第 13 号）

この訓令は、令和元年 8 月 21 日から施行する。

附 則（令和 2 年 4 月 1 日訓令第 32 号）

この訓令は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 4 月 1 日訓令第 39 号）

この訓令は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 5 月 16 日訓令第 67 号）

この訓令は、令和 4 年 5 月 16 日から施行する。

#### 別表（第 3 条関係）

デジタル自治推進局次長 防災危機対策局次長 総務部次長 総務部人事課長 企画振興部次長 財務部次長 地域連携部次長 人権生活環境部次長 健康福祉部次長 産業振興部次長、建設部次長 消防本部消防次長（本部担当）、上野総合市民病院事務部長、教育委員会事務局長 教育委員会事務局生涯学習課長、教育委員会事務局学校教育課長
---

## 5 伊賀市人権侵害対策本部設置要綱

平成17年7月1日訓令第26号

改正

平成18年2月27日訓令第2号

平成18年3月31日訓令第4号

平成18年5月24日訓令第21号

平成19年3月30日訓令第15号

平成19年5月7日訓令第27号

平成20年3月31日訓令第15号

平成20年7月31日訓令第46号

平成21年5月25日訓令第31号

平成22年3月31日訓令第15号

平成23年4月1日訓令第19号

平成24年4月1日訓令第14号

平成25年3月29日訓令第16号

平成25年10月11日訓令第41号

平成26年4月1日訓令第20号

平成27年4月1日訓令第20号

平成28年4月1日訓令第18号

平成29年4月1日訓令第33号

平成30年3月30日訓令第21号

令和2年4月1日訓令第35号

令和2年8月19日訓令第65号

令和3年7月12日訓令第56号

令和5年3月31日訓令第15号

伊賀市人権侵害対策本部設置要綱

(設置)

**第1条** 市長は、本市における人権侵害事象に対応するため、伊賀市人権侵害対策本部を設置する。

(所掌事項)

**第2条** 対策本部は、人権侵害対策に関する事項を所掌する。

(構成)

**第3条** 対策本部の構成員は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 本部長
- (2) 副本部長
- (3) 本部委員

2 本部長は、市長をもって充てる。

3 副本部長は、副市長及び教育長をもって充てる。

4 本部委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(本部会議)

**第4条** 本部長は、対策を実施するため必要があると認めるときは、副本部長及び本部委員を招集し、本部会議を開催することができる。

2 本部会議は、人権侵害対策に関する次に掲げる事項について審議決定する。

- (1) 人権侵害対策方針
- (2) 人権侵害に係る関係部署等への指導
- (3) 前各2号に掲げるもののほか、重要な人権侵害対策に関すること。

3 本部長が必要と認めるときは、関係機関等の職員を本部会議に出席させることができる。

(事務局)

**第5条** 対策本部の事務局は、人権生活環境部人権政策課に置く。

(その他)

**第6条** この要綱に定めるもののほか、対策本部について必要な事項は、本部長が定める。

**附 則**

この訓令は、平成17年7月1日から施行する。

**附 則** (平成18年2月27日訓令第2号)

この訓令は、平成18年2月27日から施行する。

**附 則** (平成18年3月31日訓令第4号)

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年5月24日訓令第21号）

この訓令は、平成18年5月24日から施行する。

附 則（平成19年3月30日訓令第15号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年5月7日訓令第27号）

この訓令は、平成19年5月7日から施行する。

附 則（平成20年3月31日訓令第15号）

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年7月31日訓令第46号）

この訓令は、平成20年8月1日から施行する。

附 則（平成21年5月25日訓令第31号）

この訓令は、平成21年5月25日から施行し、改正後の伊賀市人権侵害対策本部設置要綱の規定は、平成21年4月1日から適用する。

附 則（平成22年3月31日訓令第15号）

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年4月1日訓令第19号）

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年4月1日訓令第14号）

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日訓令第16号）

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年10月11日訓令第41号）

この訓令は、平成25年10月11日から施行し、改正後の伊賀市入札参加資格審査会規程、伊賀市不当要求行為等防止対策要綱、伊賀市人権侵害対策本部設置要綱、伊賀市組織改善委員会設置要綱、伊賀市災害対策本部設置運営要綱、伊賀市危機管理推進会議設置要綱、伊賀市環境マネジメントシステム運用規程、伊賀市庁議設置及び運営規程、伊賀市人事制度検討委員会設置要綱、伊賀市総合計画等策定本部設置要綱の規定は、平成25年7月1日から適用する。

附 則（平成26年4月1日訓令第20号）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年4月1日訓令第20号）

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月1日訓令第18号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年4月1日訓令第33号）

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日訓令第21号）

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年4月1日訓令第35号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年8月19日訓令第65号）

この訓令は、令和2年8月19日から施行する。

附 則（令和3年7月12日訓令第56号）

この訓令は、令和3年7月12日から施行する。

附 則（令和5年3月31日訓令第15号）

この訓令は、令和5年3月31日から施行する。

別表（第3条関係）

参与 デジタル自治推進局長 防災危機対策局長 総務部長 企画振興部長 財務部長 人権生活環境部長 健康福祉部長 産業振興部長 建設部長 消防長 上野総合市民病 院副院長（事務部門） 会計管理者 上下水道部長 教育委員会事務局教育長 監査委員 事務局長 農業委員会事務局長 議会事務局長
---

## 6 人権関連の条約や法律等

### ① 国際条約等

#### ■世界人権宣言

世界人権宣言は、1948(昭和23)年第3回国連総会において採択され、「すべての人民とすべての国家が達成すべき共通の基準」を定めたもので、この宣言自体には何ら法的な拘束力はありませんが、近代人権宣言の集約であり、いわば人類憲法の前文としての歴史的な位置を占めています。この宣言の第1条に「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。」とうたわれています。

#### ■国際人権規約

世界人権宣言の内容を基礎として条約化したものであり、人権諸条約の中で最も基本的かつ包括的なもの。内容は、「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」(通称国際人権A規約、または社会権規約)と、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」(通称国際人権B規約、または自由権規約)、それに「B規約の選択議定書」である「市民的政治的諸権利に関する選択議定書」から構成され、1966(昭和41)年第21回国連総会で採択されました。世界人権宣言が法的拘束力を持たないため、条約の性格を持つ人権規約の作成となりました。なお、1989(平成元)年には国連総会において「市民的政治的諸権利に関する第2選択議定書」も採択されています。わが国は、国内法との関係で、A規約の中にある「公の休日についての報酬」「ストライキ権の保障」「特に、中・高等教育の無償化」の3項目について拘束されない権利を留保し、さらにA規約、B規約中の「警察の構成員」について消防職員が含まれるとの解釈宣言を行った上で、1979(昭和54)年にこの規約を批准しました。しかし、B規約選択議定書は第1・第2共に批准していません。これは、特に第2選択議定書がB規約第6条に基づき死刑廃止を定めているからです。

#### ■人種差別撤廃条約(あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約)

1965(昭和40)年12月に国連総会で採択された条約。あらゆる形態及び表現による人種差別を全世界から速やかに撤廃し、人種間の理解を促進し、あらゆる形態の人種隔離と差別のない国際社会を築くための早期の実際的措置の実現を、当事国に求めています。わが国は、1995(平成7)年12月に批准しています。

#### ■女性差別撤廃条約(女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約)

1979(昭和54)年12月に国連総会で採択された条約。女性が女性である理由のみによって生き方を制約されることなく、個人として男子と平等な権利・機会・責任を享受できる完全な男女平等を実現することを目的として、漸進的に措置を取ることが、締結国に求められています。わが国は、1985(昭和60)年6月に批准しています。

#### ■子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)

1989(平成元)年11月に国連総会で採択された条約。前文及び54条からなり、児童の意見表明権、思想・表現の自由、児童に関する差別の禁止、生命・教育に関する権利、経済的搾取からの保護等児童の権利に関して包括的に規定しています。わが国は、1994(平成6)年4月に批准しています。

## ■人権教育のための国連10年(行動計画)

東西冷戦後も民族紛争の激化、人権状況の悪化、差別の深刻化等国際的な状況を背景に、1993(平成5)年にウィーンで開催された世界人権会議において、人権教育の重要性を確認するとともに、「人権教育のための国連10年」の構想が提唱されました。その後、1994(平成6)年の第49回国連総会で、1995(平成7)年から2004(平成16)年までを「人権教育のための国連10年」とする決議が採択されました。

1994(平成6)年の第49回国連総会では同時に「人権教育のための国連10年行動計画」を採択しました。この国連行動計画は、人権教育を「知識と技術の伝達及び態度の形成を通じ、人権という普遍的文化を構築するために行う研修、普及及び広報努力」であると定義しています。その目的は、①あらゆる教育段階において人権教育を促進するためのニーズを評価し、効果的な戦略を策定すること、②国際社会・地域・国内及び地方のレベルにおいて、人権教育のための計画と能力を形成し、強化すること、③人権教育教材を開発すること、④マスメディアの役割と能力を強化すること、⑤世界人権宣言を世界的に普及させることの5つをあげています。

## ■持続可能な開発のための教育の10年

国連総会は、2005(平成17)年から2014(平成26)年までの10年間を「持続可能な開発のための教育(E SD : Education for Sustainable Development)の10年」として宣言しました。この国連決議の中で、世界各国の政府は、持続可能な開発のための教育を、各国の教育戦略、及び全ての適当なレベルにおける行動計画に統合するために、E SDを活用するように要請されています。

持続可能な開発のための教育と、現在の国際的な教育重点分野、特に世界教育フォーラムにおいて採択されたダカール行動枠組及び国連識字の10年との間の関連を考慮した上で、E SDのための国際実施スキーム案を策定するために、ユネスコは、E SD促進におけるリードエージェンシーとして、国連、他の関連国際機構、各国政府、非政府機関、及び他の利害関係者(stakeholders)と協議するように要請されています。

ユネスコ執行委員会は、2003(平成15)年4月の第166回理事会において持続可能な開発のための教育の10年を承認し、次の会計年度のユネスコの行動計画の中に、E SDを支援する活動を組み込みました。

## ■先住民族の権利に関する国連宣言

2007(平成19)年9月に国連総会で採択された前文及び46条からなる条約です。

すべての民族が「異なっている」ことを認め、尊重するという考え方に立ち、これまで人権と基本的自由を剥奪されてきた先住民族が全ての民族に対して尊厳と権利において平等であることを宣言しています。全ての民族が、人類の共通遺産を成す文明と文化の多様性と豊かさに貢献しつつ、先住民族の慣習、文化と伝統を守り、彼らに対する差別を禁止し、彼らの権利を尊重し、彼ら自身が目指す経済・社会的開発の継続を促進するということがうたわれています。

## ■障害者権利条約

2006(平成18)年12月に国連総会で採択された50条からなる条約で、日本政府は2007(平成19)年9月に署名しました。この条約は人権の視点から創られたものであり、障がいのある人の基本的人権を促進する責任があることを明記しています。障がい者の市民的権利、教育を受ける権利、労働・雇用の権利、社会保障、余暇活動への参加などについて、障がい者の視点から規定していて、障がいは個人ではなく社会にあるという視点に

立つ点が特徴的です。

## ■世界先住民族国際年

世界的に先住民族問題がクローズアップされる中で、世界先住民族協議会が結成され、「先住民族の権利に関する世界宣言」を国連の場で採択して、先住民族の自決権、資源主権、環境権、文化や伝統を守る権利を確保する運動を始めています。国連は1993(平成5)年を「世界先住民族国際年」として、先住民族の状況を報告し、先住民族の権利を守る世界会議を開催しました。

## ② 法律・計画等

### ■障害者対策に関する長期計画

政府は、1980(昭和55)年、内閣総理大臣を本部長とする国際障害者年推進本部を設置し、学識経験者や障がいのある人から成る特別委員会を設け、今後の障がい者対策について検討を重ね、1982(昭和57)年にわが国で初めての政府レベルでの障がい者施策の基本的な計画として「障害者対策に関する長期計画」を策定しました。

この計画は、1981(昭和56)年の完全参加と平等をテーマとした「国際障害者年」の行動計画として位置づけられるものであり、「リハビリテーション」及び「ノーマライゼーション」の理念の下、保健医療、福祉、教育、雇用等のさまざまな分野において障がい者施策が進められました。

### ■同和対策審議会答申

内閣総理大臣の諮問機関として設けられた同和対策審議会が1965(昭和40)年8月「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本方策」について審議した結果をまとめた答申で、同和問題の解決は国の責務であり、国民的課題であるとしています。

### ■同和対策事業特別措置法

1969(昭和44)年に公布。同和地区の生活環境の改善、社会福祉の増進、産業の振興、職業の安定、教育の充実、人権擁護活動の強化を図り、同和地区住民の生活の安定及び福祉の向上等に寄与することを目標としました。

### ■人権教育のための国連10年国内行動計画

1994(平成6)年の国連総会「人権教育のための国連10年行動計画」の採択を受け、わが国では、1997(平成9)年に、「『人権教育に関する国連10年』国内行動計画」が策定されています。

### ■人権擁護施策推進法

1996(平成8)年12月公布、1997(平成9)年3月から施行された人権擁護施策推進のための法律。人権の擁護施策の推進について国の責務を明らかにするとともに、必要な体制を整備し、人権の擁護に資することを目的とし、5年間の時限立法として成立。同法に基づき設置された人権擁護推進審議会において、人権尊重の理念に関する教育及び啓発の基本的事項については2年を目処に、人権侵害の場合の被害の救済施策について5年を目処に答申されるよう審議が進められています。

## ■人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的に2000(平成12)年12月に公布・施行されました。

## ■部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)

現在もなお根強く残る、部落差別の実態を国が認知し、情報化社会の進展に伴うインターネットにおける差別事象など、部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえたうえで、憲法が尊重する基本的人権の理念に基づき、部落差別は許されないものであることと、部落差別を解消することが重要な課題であることから、部落差別を解消するために、基本理念を定め、国と地方公共団体の責務を明確にし、相談体制を充実することや、実態調査を実施することにより、その地域の実情に応じた方向性で、人権同和教育・人権啓発によって、地域住民の一人ひとりの理解を深めながら、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現することを目的に、2016(平成28)年12月16日に公布・施行されました。

## ■男女共同参画社会基本法

1999(平成11)年6月15日成立、同23日施行。男女が人権を尊重し責任を分かち合い、性別にかかわらず社会参画する基本理念を明らかにした法律。男女共同参画ビジョン、男女共同参画2000年プラン、男女共同参画審議会のその後の答申である「男女共同参画社会基本法について」[1998(平成10)年11月]に基づき制定されたもの。前文で「男女共同参画社会の実現を21世紀のわが国社会を決定する最重要課題と位置づけ」、本文において、人権尊重、社会制度や慣行が男女に中立的であるような配慮、国や自治体の政策立案・決定への共同参画、家庭生活の共同役割と他の活動との両立をうたい、これらの基本理念にのっとり、国、自治体、国民の責務を定めています。また、施策推進のために国・自治体は基本計画を定めること、国においては苦情処理のための措置を講ずること、さらに男女共同参画審議会に法的根拠を与え、政策の調査審議機能をもつことを明記しています。

## ■女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

就業を希望しているものの育児・介護等を理由に働いていない女性は約300万人に上ります。また、第一子出産を機に約6割の女性が離職し、管理的職業従事者における女性割合が低水準にとどまっています。

働くことを希望する女性が、その個性と能力を十分に発揮して、希望に応じた働き方を実現できるよう社会全体として取り組んでいくことが重要です。男女共同参画社会基本法の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、関係者の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を敏速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ急速な少子高齢化の進展等に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的に、2015(平成27)年9月4日に公布、同4日施行〔一部2016(平成28)年4月1日施行〕されました。

## ■児童虐待の防止等に関する法律

児童に対する虐待は、親または親に代わる保護者により児童に対して加えられた身体的、心理的、性的虐待及びネグレクト(保護の怠慢ないし拒否)等の行為をいいます。児

童虐待の増加・顕在化に伴い、2000(平成12)年5月に「児童虐待の防止等に関する法律」が成立し、11月に施行されました。

また、同法は2004(平成16)年4月に改正され、その定義が、①保護者以外の同居人による虐待行為も保護者のネグレクトの一類型として含まれること、②児童の目の前でドメスティック・バイオレンス(配偶者や恋人など身近な人から受ける暴力)が行われること等、児童への被害が間接的なものについても含まれること、と見直し拡大されました。児童虐待に関する通告義務も「証拠がなくても虐待を受けたと思われる子どもを見つけた場合」に対象が拡大されるとともに、国や地方公共団体の責務が、児童虐待の予防及び早期発見から児童の自立支援まで、各段階の責務が明記されました。

#### ■配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)

最初の法律は2001(平成13)年4月に公布、10月に部分施行、2002(平成14)年4月1日より完全施行されました。今まで、家庭内のこととして行政の介入が難しかったDV(ドメスティック・バイオレンス)に関し、人権擁護と男女平等の実現という観点から、配偶者からの暴力の防止、被害者の保護を目的として、行政の介入を積極的に可能としました。都道府県の婦人相談所等が配偶者暴力相談支援センターと位置づけられ、中心的役割を担います。センターが中心となって、警察その他の関係機関等との連携を図り、被害者の早期保護・心身の健康回復等に努めます。被害者の申し立てにより地方裁判所が保護命令を発せられることとなりました。

その後の改正により、暴力の範囲が心身に有害な影響を及ぼす言動が含まれるとともに、保護の対象者の拡大、対象被害者の追加、加害者の対象が離婚した元パートナーや同居相手にも拡充される内容が盛り込まれました。

#### ■高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

高齢者に対する虐待は、身体的なものばかりではなく、言葉の暴力による精神的なものから必要な世話を故意にしない放任なども含みます。2003(平成17)年11月9日に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が成立しましたが、これは高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって虐待防止が極めて重要であるということから、虐待を受けた高齢者の保護や養護者の負担の軽減への支援等の措置について定めたものです。

#### ■犯罪被害者等基本法

1994(平成16)年12月8日に制定され、犯罪被害者等(犯罪やこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為の被害者及びその家族または遺族)のための施策を総合的かつ計画的に推進することにより、犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的としています。その基本理念として、犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有することなどが定められています。

国・地方公共団体が講ずべき基本的思索としては、例えば

- ①相談及び情報の提供
- ②損害賠償の請求についての援助
- ③給付金の支給に係る制度の充実等
- ④保健医療サービス・福祉サービスの提供
- ⑤犯罪被害者等の二次的被害防止・安全確保
- ⑥居住・雇用の安定
- ⑦刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備

といった項目が掲げられており、これらを犯罪被害者等の視点に立って実現することにより、その権利や利益の保護を図ることとしています。

#### ■障害者雇用促進法(障害者の雇用の促進等に関する法律)

1960(昭和35)年7月25日に制定されたもので、当時の法律の目的には「身体障害者の雇用義務等に基づく雇用の促進等のための措置、職業リハビリテーションの措置その他障害者がその能力に適合する職業に就くこと等を通じてその職業生活において自立することを促進するための措置を総合的に講じ、もって障害者の職業の安定を図ること」としています。その後、知的障がい者や精神障がい者も対象となる改正を経て、2016(平成28)年の改正では、障がい者を取り巻く国際条約や関係法制の変化により、差別禁止規定や合理的配慮の概念が導入されています。

#### ■障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)

障がい者に対する虐待が、障がい者の尊厳を害するものであり、障がい者の自立及び社会参加にとって障がい者に対する虐待を防止することが極めて重要であるという考え方にに基づき、2011(平成23)年6月17日成立、同24日公布されました。障がい者に対する虐待の禁止、国等の責務、障がい者虐待を受けた障がい者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障がい者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、障がい者の権利利益を守ることを目的としています。2012(平成24)年10月施行。

#### ■母子及び父子並びに寡婦福祉法

1964(昭和39)年に母子家庭の福祉の増進を目的に母子福祉法が制定されましたが、母子家庭でなくなった後も母親(寡婦)の生活は困難である場合が多いことから、1981(昭和56)年に寡婦に対しても母子家庭に準じた保障をするという改正が行われ、更に近年の離婚件数の増加等、母子家庭等を巡る状況の変化に対応するため、2014(平成26)年に改正を行い、子どもをめぐる貧困対策に資するため、対象として父子家庭(妻を失っても子どもを扶養しない独身男性は対象外)を明確に位置づけました。今回の改正では、従来の母子家庭等及び寡婦に対する「きめ細かな福祉サービスの展開」と「自立支援」に主眼を置き、子育てや生活支援策、就業支援策、養育費の確保策、経済的支援策を総合的、計画的な事業展開に加え、母子家庭等同士の交流事業や子育てに関する相談支援などを生活向上事業として法制化されています。

#### ■高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)

1994(平成6)年9月に施行された「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(ハートビル法)」と、高齢者や身体障がいのある人などが公共交通を利用して安全に移動しやすくすることを目的に、2000(平成12)年11月15日に施行された「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(交通バリアフリー法)」を統合して、より拡充したものが「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)」で、2006(平成18)年6月21日に公布され、12月20日に施行されました。

内容的には、交通バリアフリー法にハートビル法が取り込まれるとともに、対象となる施設に道路、路外駐車場、都市公園などが追加されています。また、建築協定や緑地協定に類した協定制度や、住民からの提案制度が盛り込まれるなどされています。

#### ■児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律(児童買春・児

## 童ポルノ禁止法)

1999(平成11)年5月公布、11月1日より施行されました。1994(平成6)年に批准された「児童の権利に関する条約」の精神を踏まえ、より一層の児童の保護を図るために成立したもので、18歳未満のものを「児童」とし、児童買春や児童ポルノに係る行為等について、懲役刑や罰金刑を定めるとともに、心身に有害な影響を受けた児童の保護のための措置等について規定しています。「売春」が売る側を中心としたものであるのに対し、「買春」は買う側を罰するという観点から広まった用法で、児童の場合は権利擁護の視点からも「買春」を用いるようになった。本法律により国外での児童買春も処罰の対象となりました。

## ■児童福祉法

児童福祉法は、次代の担い手である児童の健全な育成及び福祉の積極的増進を基本精神とする、児童についての根本的総合的法律で、新憲法下の第1回国会に提出され、一部修正のうえ1947(昭和22)年12月12日に制定公布され、1948(昭和23)年1月1日から一部を除き施行、4月1日から完全施行されました。以来、60回以上にわたる改正が行われて今日に至っています。児童福祉法は、総則、福祉の保障、事業及び施設、費用、雑則、罰則の6章から構成されており、児童等の定義のほか、児童福祉審議会、児童委員、児童相談所、福祉事務所、保健所等の児童福祉機関の役割と業務、各種在宅福祉サービス、児童福祉施設及びそれらに要する費用等が規定されています。1997(平成9)年に大改正が行われ、2001(平成13)年に認可外保育施設の監督強化や保育士の法定化、児童委員関係にまつわる法改正、2003(平成15)年7月にはすべての家庭に対する子育て支援を行うため、子育て短期預かり事業、居宅子育て支援事業、子育て支援相談事業、子育て支援コーディネーター事業などの子育て支援事業の法定化等に関する法改正が実施されました。

さらに、2016(平成28)年には、児童虐待の発生予防や児童虐待発生時の迅速・的確な対応、被虐待児童の自立支援への体制整備に関する法改正が実施されました。

## ■第4次男女共同参画基本計画

男女共同参画社会基本法が1999(平成11)年6月に施行されて以来、3次にわたる基本計画に基づく取り組みが行われてきましたが、社会情勢の変化の中で、男女共同参画が必ずしも十分には進まなかった現状を踏まえ、反省し、第4次男女共同参画基本計画が2015(平成27)年12月に閣議決定されました。第4次基本計画においては、①女性の活躍推進のためにも男性の働き方・暮らし方の見直しが欠かせないことから、男性中心型労働慣行等を変革し、職場・地域・家庭等あらゆる場面における施策を実施②あらゆる分野における女性の参画拡大に向けた、女性活躍推進法の着実な施行やポジティブ・アクションの実行等による女性採用・登用の推進、加えて将来指導的地位へ成長していく人材の層を厚くするための取組③困難な状況に置かれている女性の実情に応じたきめ細かな支援等による女性が安心して暮らせるための環境整備④東日本大震災の経験と教訓を踏まえ、男女共同参画の視点からの防災・復興対策・ノウハウを施策に活用⑤女性に対する暴力の根絶に向けた取り組みの強化⑥国際的な規範・基準の尊重⑦地域における推進体制の強化ということに重点を置いています。

## ■改正男女雇用機会均等法

男女雇用機会均等法は1985(昭和60)年5月に成立、1986(昭和61)年4月に施行された「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律」は、女子差別撤廃条約批准のための国内法整備の一環として制定されました。1997(平成9)年の改正では、ポジティブ・アクションとセクシュアル・ハラスメントにつ

いて初めて法律に規定し、国はポジティブ・アクションを行う事業主に対して援助を実施すること、職場におけるセクシュアル・ハラスメントを防止するため、事業主は雇用管理上必要な配慮を行わなければならないことなどを定めました。また2007(平成19)年には、性別による差別禁止の範囲の拡大や妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止（いわゆるマタニティ・ハラスメント）などの改正がなされました。

## ■障害者基本法

1970(昭和45)年に制定された心身障害者対策基本法の改正法として、1993(平成5)年11月に制定され、12月に公布されました。旧法に比べると、目的・理念を障がいのある人の自立と社会、経済、文化などのあらゆる活動への参加促進としたこと、障がいのある人の定義に精神障がいのある人を加えたこと、「障害者の日」の条文化、「障害者基本計画」の策定などの点が特徴となっています。

2004(平成16)年6月には、次のような点を内容とする一部改正が行われました。①障害を理由とする差別禁止理念の明示、②「障害者の日」(12月9日)から「障害者週間」(12月3日～9日)への拡大、③都道府県及び市町村における障害者計画の策定義務化、④教育における相互理解の促進、地域の作業活動の場等への助成に関する規定等の追加、⑤難病等の調査研究の推進等に関する規定の追加、⑥国の障害者基本計画の策定に関し内閣総理大臣に意見を述べる「中央障害者施策推進協議会」の内閣府への設置等です。また、2011(平成23)年の改正では、国連の障害者権利条約の批准に向け、障がい者の定義の拡大(医学モデルから社会モデルへの変化)と、合理的配慮の概念の導入がありました。

## ■障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)

国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として、2013(平成25)年6月に制定、2016(平成28)年4月1日から施行されました。この法律は、国や市区町村の行政機関・地方公共団体や会社・個人事業者・NPO等の民間事業者などを対象とした障害を理由とした差別をなくすための法律です。障害を理由とした差別には、障がいのある人への「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」があります。

2021(令和3)年の改正によって、民間事業者における合理的配慮の提供が義務化されました。

## ■障害者自立支援法→障害者総合支援法

障がいのある人に対する保健福祉施策は、2003(平成15)年度からノーマライゼーションの理念に基づき導入された支援費制度により、充実してきました。しかし、次のような問題点が指摘されています。

- ①身体障がい・知的障がい・精神障がいといった障がい種別ごとに縦割りでサービスが提供されており、施設・事業体系がわかりにくく使いにくいこと
- ②サービスの提供体制が不十分な地方自治体も多く、必要とする人々すべてにサービスが行き届いていない(地方自治体間の格差が大きい)こと
- ③支援費制度における国と地方自治体の費用負担のルールでは、増え続けるサービス利用のための財源を確保することが困難であること

このような制度上の課題を解決するとともに、障がいのある人々が利用できるサービスを充実し、一層の推進を図るため、障害者自立支援法が2005(平成17)年10月31日に成立しました。

障害者自立支援法のポイントは、次のようなものとなっています。

- ①障がいの種別（身体障がい・知的障がい・精神障がい）にかかわらず、障がいのある人々が必要とするサービスを利用できるよう、サービスを利用するための仕組みを一元化し、施設・事業を再編
- ②障がいのある人々に、身近な市町村が責任を持って一元的にサービスを提供
- ③サービスを利用する人々もサービスの利用量と所得に応じた負担を行うとともに、国と地方自治体が責任をもって費用負担を行うことをルール化して財源を確保し、必要なサービスを計画的に充実
- ④就労支援を抜本的に強化
- ⑤支給決定の仕組みを透明化、明確化

また、障がいのある人に対する支援は、自立支援給付と地域生活支援事業からなり、自立支援給付には介護給付、訓練等給付、自立支援医療、補装具があります。

地域生活支援事業は、市町村の創意工夫により、利用者の方々の状況に応じて柔軟に実施できる事業となっています。

また、2012(平成24)年に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(障害者総合支援法)が障害者自立支援法を改正・改題して成立しています。障がいの有無に関わらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とし、障がい者・障がい児が基本的人権を享有する個人として尊厳ある生活を営めるよう、必要な障がい福祉サービスの給付や地域生活支援事業などの支援を総合的にを行うことを定めた法律です。

障害者総合支援法では、次の点が障害者自立支援法から改正されています。

- ①支援対象の見直し（これまでの身体、知的、精神障がい者に加え、難病患者を追加）
- ②心身の状態に配慮して障がいの程度を判断し、必要な支援を示す「障害支援区分」を創設。
- ③重度訪問介護の対象を拡大し、共同生活介護(ケアホーム)を共同生活援助(グループホーム)に一元化
- ④福祉サービスなどの提供体制を確保する基盤の整備

## ■外国人労働者の雇用・労働条件に関する指針

一般に、外国人労働者は、国内に生活基盤を有していないこと、日本語やわが国の労働慣行に習熟していないこと等から、就労にあたって各種のトラブル等が生じています。これらを未然に防止し、外国人労働者に関して雇用管理を改善し、適正な労働条件及び安全衛生を確保しつつ就労できるようにするため、事業主が考慮すべき事項を定めたもので、1993(平成5)年5月26日に策定されました。その後、請負に関する事項の追加や事業主が遵守すべき法令として社会保険関係法令の追加など数度の改正が行われています。最終改正は2007(平成19)年8月3日です。

## ■本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法)

特定の民族や国籍の人々を、表現の自由と称しながら、公然と排斥する差別的な言動が、社会問題となりました。人種等を理由とした差別の根絶に向けては、人種差別撤廃条約に基づく、国際的な取り組みが続けられています。国内においても、不当な差別的言動は、人としての尊厳を傷つけたり、周りの人々の不安感や嫌悪感を与えたり、差別意識や偏見を生じさせることになりかねず、決して許されるものではありません。違いを認め合い、お互いの人権を尊重しあう、多様性のある共生社会の実現に資することを目的に、2016(平成28)年6月3日に公布・施行されました。

## ■らい予防法の廃止に関する法律

らい予防法は1953(昭和28)年制定の法律で、その前身は1907(明治40)年に制定された「癩予防ニ関スル件」で、ハンセン病患者に対する強制的な隔離を生むことになりました。その法律を廃止し、強制隔離された患者に対する医療の継続や生活の保障を定めた「らい予防法の廃止に関する法律」が1996(平成8)年3月31日に制定され、4月1日に施行されました。また、1999(平成11)年に改正されています。

## ■ハンセン病問題の解決の促進に関する法律(ハンセン病問題基本法)

この法律におけるハンセン病問題とは、国によるハンセン病の患者に対する隔離政策に起因して生じた問題であって、ハンセン病の患者であった人等の福祉の増進、名誉の回復等に関して現在もなお存在するもので、全国13のハンセン病療養所の入所者の方々が、地域社会から孤立することなく安心して生活する場とするために、療養所を多目的な施設として地域へ開放するなどを通して、地域や市民に広く開かれた療養所とする「ハンセン病問題基本法(ハンセン病問題の解決の促進に関する法律)」が、2008(平成20)年6月に成立、2009年4月に施行されました。

## ■ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律

ハンセン病の患者であった人たちの癒し難い心身の傷跡の回復と今後の生活の平穩に資するため、ハンセン病療養所入所者等がこれまでに被った精神的苦痛を慰謝するとともに、ハンセン病の患者であった人たちの名誉の回復及び福祉の増進を図り、あわせて、死没者に対する追悼の意を表するため、2001(平成13)年6月22日に制定された法律です。ハンセン病療養所入所者等の被った精神的苦痛を慰謝するための補償金の支給に関し必要な事項やハンセン病の患者であった人たちの名誉の回復等について定めています。

## ■アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律

明治政府は1899(明治32)年に、疲弊したアイヌ民族を保護すると称し、農耕化と同化を前提に一定の土地を付与する「北海道旧土人保護法」を制定しました。この差別法は長期にわたって放置され、ようやく1997(平成9)年4月に「アイヌの人びとの民族としての誇りが尊重される社会の実現を図り、あわせてわが国の多様な文化の発展に寄与することを目的とする」新しい法律が制定され、5月に公布、7月1日に施行されました。

## ■性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律

2003(平成15)年7月16日公布、2004(平成16)年7月16日に施行されました。性同一性障害者のうち特定の条件を満たす人に対して、家庭裁判所の審判を経ることによって法令上の性別の取扱いを性自認に合致するものに変更することを認め、戸籍上の性別記載を変更できるものとしています。この法律において「性同一性障害者」とは、生物学的には性別が明らかであるにもかかわらず、心理的にはそれとは別の性別であるとの持続的な確信を持ち、かつ、自己を身体的及び社会的に他の性別に適合させようとする意思を有する者であって、そのことについてその診断を的確に行うために必要な知識及び経験を有する2人以上の医師の一般に認められている医学的知見に基づき行う診断が一致しているものをいいます。

## ■ホームレスの自立支援等に関する特別措置法

2002(平成14)年8月7日公布・施行されました。自立の意思がありながらホームレス

となることを余儀なくされた人が多数存在し、健康で文化的な生活を送ることができないとともに、地域社会とのあつれきが生じつつある現状から、ホームレスの自立の支援、ホームレスとなることを防止するための生活上の支援等に関し、国等の果たすべき責務を明らかにするとともに、ホームレスの人権に配慮し、かつ、地域社会の理解と協力を得つつ、必要な施策を講ずることにより、ホームレスに関する問題の解決を図ることを目的としています。この法律で「ホームレス」とは、都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる人をいいます。通称「ホームレス自立支援法」と呼ばれるこの法律は、時限立法であり施行後10年で効力を失いますが、2012(平成24)年に5年間の延長が決まり、さらに2017(平成29)年に、2027(平成39)年8月6日まで10年間の延長が衆参両院を通過しています。

#### ■ホームレスの自立の支援等に関する基本方針

「ホームレスの自立支援等に関する特別措置法」第8条第1項に基づき、厚生労働大臣及び国土交通大臣により告示されたもので、2013(平成25)年7月31日に告示されました。基本方針は、「はじめに」「ホームレスに関する現状」「ホームレス対策の推進方策」「都道府県が策定する実施計画の作成指針」の4つの分野に分けられ、「ホームレス対策の推進方策」では、ホームレスが自らの意思で安定した生活を営めるように支援することを基本に、就業の機会の確保、安定した居住の場の確保、保健・医療の確保、生活に関する相談及び指導等の総合的な自立支援施策を講ずることが必要とし、それぞれの課題について取り組み方針を示しています。限時法であった特別措置法の期限がさらに2027年まで延長されたことにより、法や実態調査に基づく総合的な推進を図るため、基本方針も新たに策定されると考えられます。

#### ■アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律

2019(平成31)年4月交付・施行されました。アイヌの人々について、法律として初めて「先住民族」と明記し、アイヌの人々のアイデンティティの尊重と、これまでの「アイヌ文化振興法」に基づき実施されてきた文化振興や、福祉政策に加え、地域の振興や産業の振興などを含めた様々な形で施策を総合的かつ効果的に推進し、アイヌの誇りが尊重される社会を目指すことを目的に策定されました。

この法律の第4条には、アイヌであることを理由とした差別の禁止が規定されています。

#### ■困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

2022(令和4)年5月19日可決・成立しました。生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係の破綻など、女性をめぐる問題は複雑化、多様化、複合化している中、新型コロナウイルス感染症問題によって、そのような女性をめぐる課題が浮き彫りとなりました。これらの「困難な問題を抱える女性の支援」の観点で、これまでの売春防止法から脱却し、女性の支援を実践する民間団体との協働という視点も取り入れた新たな支援の法律として策定されました。2024(令和6)年4月1日に施行されます。

#### ■こども基本法

2022(令和4)年6月15日に「こども家庭庁設置法」及び「こども基本法」が可決・成立し、2023(令和5)年4月に子ども家庭庁発足に伴い「こども基本法」が施行されました。若者やこどもが自分らしく幸せに成長でき、暮らせるよう社会を実現するために策定されました。成人年齢の18歳や20歳といった年齢で、必要な支援が途切れないため、心と体の発達過程にある人を「こども」と定義し、すべてのこどもが個人として尊重され、愛され、生活が保障されることを目的に、こどもの施策が組み立てられます。こどもの施

策を策定するために、こどもの意見を聞き、その意見を施策に反映することが求められており、今後そのための仕組みづくりが進められることとなります。

■特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）

2013(平成25年)4月26日 プロバイダ等はインターネット上における人の権利を侵害する情報の流通に関して、侵害されたとされる人からの損害賠償請求を受けるおそれと、権利侵害だとして削除した場合に、発信者から実際には権利を侵害していないとして、表現の自由当の権利侵害について損害賠償請求を受けるおそれがあることから、被害者の救済と発信者の権利とのバランスに配慮しつつ、適切な対応が行われるようにすることを目的に策定され、プロバイダ等の免責と、被害者救済のための発信者情報の開示請求手続きができるようになりました。

2022(令和4)年10月1日、SNS等での誹謗中傷等した発信者情報の情報開示に係る裁判手続きを簡素化した改正プロバイダ責任制限法が施行されました。

SNS等での誹謗中傷対策として、2022(令和4)年6月13日に改正刑法が可決・成立しました。それまでの刑法では、インターネット上の誹謗中傷に対しては侮辱罪が適用されていましたが、罰則として30日未満の拘留または1万円未満の科料の規定から、厳罰化を求める声が大きく広がったことを受け、侮辱罪に1年以下の懲役・禁錮、または30万円以下の罰金が追加されました。また、懲役と禁錮の両刑を一元化し、「拘禁刑」が創設されました。

■性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（LGBT理解増進法）

2023(令和5)6月16日可決・成立しました。性の多様性に関する理解が十分に広がって現状から、性的マイノリティの人権の尊重と、不当な差別があってはならないという理念のもとに、共生社会の実現を目的に策定されました。今後、基本計画の策定と、計画に基づいた理解増進に関する施策が推進されることとなります。

## 7 三重県の人権関連の条例等

### ■人権県宣言

三重県議会が、部落差別をはじめあらゆる差別をなくしていくために、全国にさがし1990(平成2)年3月23日に決議。その内容は以下のとおりです。

「民主的で平和な社会をつくるためには、あらゆる差別を撤廃し、すべての人々の人権が尊重されることが必要かつ不可欠である。

しかしながら、わが国における人権侵害は、今なお依然として存在しており、この問題を解決することは国民的緊急課題である。

よって、本県議会は、『人権県宣言』を行い、あらゆる差別を撤廃し、すべての県民の人権が保障される明るく住みよい地域社会の実現を期する。以上、決議する。」

### ■人権が尊重される三重をつくる条例→差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例

1997(平成9)年に制定。「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等であり、個人として尊重され、基本的人権の享有が保障されなければならない。」という世界人権宣言及び日本国憲法の理念の下に、人権県宣言の趣旨にのっとり、不当な差別をなくし、人権が尊重される、明るく住みよい社会を実現するため、制定されたもの。その目的は、人権尊重に関し、県、市町村及び県内で暮らし、又は事業を営むすべての者(以下「県民等」という。)の責務を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項を定めることにより、同和問題、子ども、女性、障がいのある人及び高齢者等の人権に関する問題への取り組みを推進し、不当な差別のない、人権が尊重される、明るく住みよい社会の実現を図ることです。

三重県議会が、不当な差別その他の人権問題のない、人権が尊重される社会の実現を図ることを目的に、差別解消を目指す条例検討調査特別委員会を設置され、2年間41回の委員会で検討され、2022(令和4)年5月19日の三重県議会において全会一致で可決され、即日交付・一部を除いて施行されました。(「6. 不当な差別その他の人権問題を解消するための体制の整備」の規定は、2023(令和5)年4月1日に施行)

対話を重視して不当な差別等の解消を推進する包括的な条例として、不当な差別をはじめとする人権侵害行為を禁止し、人権侵害行為等を解消するための相談体制を整備、不当な差別等の紛争解決に係る手続きを定め、多様性が尊重され、誰一人取り残されることのない共生社会の実現に寄与することを基本理念として策定されました。

### ■三重県人権教育基本方針

三重県教育委員会が策定したもので、世界の人権教育と国際的な人権に関する条約に学ぶとともに、同和教育の理念や成果を人権教育の重要な柱として位置づけ、社会的に不利な立場にある人々の人権は侵害されやすいという現実を踏まえ、常に被差別の視点、人権侵害を被っている人々の視点に立ち、さまざまな人権問題を解消するため、学校教育や地域における社会教育を通して、人権文化を構築する主体者づくりをめざしています。

### ■三重県人権施策基本方針(第一次改定、第二次改定)

1997(平成9)年に制定した「人権が尊重される三重をつくる条例」に基づき、1999(平成11)年3月に策定しました。人権の尊重が人類にとって普遍的な原理であるとする国際的な考え方と国内外の状況を踏まえながら、差別のない、人権が尊重される、明るく住みよい社会を実現するための施策を総合的に推進するため策定しています。基本理念では、「公平な機会が保障され、自立した生活が確保される社会の形成」と「様々な文化や多様

性を認め合い、個人が尊重される共生社会の形成」をあげています。

2006(平成18)年3月の第一次改定では、国連の人権教育のための世界計画や持続可能な開発のための教育の10年の取組、わが国の人権教育及び人権啓発の推進に関する法律の施行など、全面的に記述内容を書き換え、①人権が尊重されるまちづくりのため、②人権意識の高揚のため、③人権擁護と救済のため、④人権課題のための4つに整理し、体系化して、第一次改定としています。

2015(平成27)年12月には第二次改定が行われ、第一次改定よりの基本理念を踏襲しつつ、社会状況の変化、国における法整備や三重県における条例・計画の制定等を踏まえた修正・追加に加え、「さまざまな人権課題」に、「災害と人権」、「貧困等に係る人権課題」、「北朝鮮当局による拉致問題等」が追加され、県民が、お互いの人権が尊重される社会の実現に向けて、推進にあたる行政のあり方等について、重点位置付けを行い、内容を充実しています。

### ■三重県バリアフリーのまちづくり推進条例

1999(平成11)年4月から施行。すべての人が暮らしやすいまちづくりを、行政、事業者、住民が連携しながら進めていくことをめざし、ソフト面では「バリアフリーのまちづくりに関する啓発、情報の提供、人材の養成などの施策の推進」、「推進計画の策定」、「三重県バリアフリーのまちづくり推進協議会の設置」などを盛り込み、ハード面では「公共的施設の整備基準」、「適合証の交付」、「事前協議の手続き」を規定しています。

### ■三重県男女共同参画推進条例

2000(平成12)年10月に公布、2001(平成13)年1月1日から施行されました。その目的は、「男女共同参画の推進について、基本目標を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、社会のあらゆる分野において、県、県民、事業者及び市町村が協働して取り組み、もって男女共同参画社会を実現すること」であるとし、基本目標として、「1 男女が性別による差別的取扱いを受けることなく、個人として能力を発揮する機会を確保すること」、「2 男女の固定的な役割分担意識に基づく制度及び慣行を改善すること」、「3 男女が社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における方針の立案及び決定に参画する機会を確保すること」、「4 男女が家庭生活における活動と職業生活における活動その他の活動とを両立して行うことができる環境を整備すること」の4つを掲げています。

### ■人権が尊重される三重をつくる行動プラン(第三次)

第二次行動プラン(2011～2015)の計画期間の終了に伴い、その取組成果や課題を踏まえつつ、2016(平成28)年3月に策定されたもので、2015(平成27)年12月に改定の「三重県人権施策基本方針(第二次改定)」への変更に伴い、同基本方針に基づく具体的な取組を進めるための行動計画(プラン)を2016(平成28)年3月に策定しています。計画期間は、2016(平成28)年度から2019(平成31)年度の4か年としています。

### ■三重県子ども条例

近年の社会環境の変化を背景に、家庭における親子関係や地域社会における人間関係が変容し、その影響を受けやすい子どもたちにかかわるさまざまな問題が生じています。子ども条例は、子ども(18歳未満の者)が豊かに育つことができる地域社会づくりに向けて、地域の多様な主体がともに連携、協働して取り組むために必要な事項を規定し、子どもの権利が尊重される社会の実現をめざして2011(平成23)年3月制定され、同年4月から施行されました。基本理念として、「1、子どもを権利の主体として尊重すること」「2、子

どもの最善の利益を尊重すること」「3、子どもの力を信頼すること」を掲げています。

#### ■三重県手話言語条例

手話が言語であるとの認識に基づき、手話等に関する基本理念を定め、県の責務と県民や事業者の役割を明らかにするとともに、手話に関する施策の基本となる事項を定め、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、聴覚障がいの有無にかかわらず県民が相互に人格と個性を尊重し安全にかつ安心して暮らすことのできる共生社会の実現を図るとともに、ろう者がその意欲と能力に応じて活躍することのできる社会の実現に寄与する目的で、2017(平成29)年4月1日から施行されました。

#### ■性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例

誰もが希望を持って、挑戦し、参画・活躍できるダイバーシティ社会の実現をめざし取り組みの中で、性の多様性についての理解が広がり、当事者が抱える課題が社会の中で共通認識となり、性のあり方にかかわらず、全ての人の人権が尊重され、多様な生き方を認め合うことができる社会づくりを地域社会全体で進めていくことを目的として、2021(令和3)年4月1日に施行されました。

## 8 伊賀市の人権関連の条例や宣言・計画

### ■伊賀市における部落差別をはじめとするあらゆる差別の撤廃に関する条例

2004(平成16)年11月1日に制定しました。伊賀市は、6市町村（上野市、伊賀町、島ヶ原村、阿山町、大山田村、青山町）の合併により発足しましたが、旧市町村のすべてがそれぞれ人権宣言、人権条例を制定し、部落差別を中心としたあらゆる差別の撤廃に向けて取り組んできました。しかし、依然として差別事件・事象が発生している現状を踏まえて、市が市民・企業・団体等と協働して旧市町村からの取り組みを深め、部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくし、人権が尊重される明るく住みよい社会を実現することを目的としています。

### ○伊賀市における部落差別をはじめとするあらゆる差別の撤廃に関する条例

平成16年11月1日

条例第146号

伊賀市は、6市町村（上野市、伊賀町、島ヶ原村、阿山町、大山田村、青山町）の合併により発足したが、旧市町村のすべてがそれぞれ人権宣言、人権条例を制定し、部落差別を中心としたあらゆる差別の撤廃に向けて取り組んできた。

しかし、依然として差別事件・事象が発生している現状を踏まえて、市が市民・企業・団体等と協働して旧市町村からの取り組みを深め、部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくし、人権が尊重される明るく住みよい社会を実現するため、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。法の下に平等である。」ことを定めた日本国憲法、同和对策審議会答申の精神、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号）並びに世界人権宣言を基本理念として、人間の尊厳が侵されることなく、何人も基本的人権が真に保障されるよう部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくし、もって差別のない人権が尊重される、明るく住みよい社会の実現を図るとともに、市民・企業・団体等（以下「市民等」という。）の人権意識の高揚に寄与することを目的とする。

（市の責務）

第2条 市は、前条の目的を達成するため、すべての分野にわたり人権尊重の視野に立った必要な施策を積極的に推進する責務を有する。

（市民等の責務）

第3条 市民等は、相互に基本的人権を尊重し、国、県及び市が実施する部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくすための施策に積極的に参加、協力するよう努めなければならない。

（差別行為等の禁止）

第4条 市民等は、部落差別をはじめとするあらゆる差別行為及び差別事件・事象の発生を助長する行為をしてはならない。

（市の施策）

第5条 市は、部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくすため、生活環境の改善、社会福祉の充実、産業の振興、就労の安定、教育・文化の向上及び市民等の人権意識の高揚を図るとともに、人権擁護の社会的環境の醸成等の施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

（啓発活動の充実）

第6条 市は、市民等の人権意識の高揚を図り、差別を許さない世論の形成に寄与するため、きめ細かな啓発活動を行うとともに、人権啓発指導者の育成及び啓発組織の充実に努めるものとする。

(総合計画の策定及び調査等の実施)

第7条 市は、前2条の諸施策を推進するため、総合計画を策定するとともに、定期的又は必要に応じて各種の調査を行うものとする。

(推進体制の充実)

第8条 市は、部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくすために施策を効果的に推進するため、国、県及び人権関係機関・団体等との連携を深め、行政組織の整備・充実に努めるものとする。

(審議会)

第9条 市は、部落差別をはじめとするあらゆる差別の撤廃及び市民等の人権擁護に関する事項を調査審議する機関として、審議会を置く。

2 審議会の組織及び運営等に関する事項は、市長が別にこれを定める。

(委任)

第10条 この条例の施行に関して必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成16年11月1日から施行する。

## ■伊賀市人権尊重都市宣言

2005(平成17)年9月26日に制定しました。内容は次のとおりです。

すべての人々の人権が尊重され、平和で自由と平等が保障される社会の実現は、私たち一人ひとりの願いであり、全世界共通の願いです。

しかしながら、現実の社会生活においては、依然として人権が侵害されるさまざまな事象が起こるなど、予断と偏見による差別意識がなお根強く存在しています。この問題を解決することは国民的緊急課題であり、私たち市民に課せられた責務であります。

私たちは、人権が確立される地域社会を目指し、市民がともに学びあい、実践し、自らの人権意識を高め、より豊かで確かな人権感覚を身につけ、部落差別をはじめとするあらゆる差別を撤廃し、人権尊重の輪を大きく広げていかなければなりません。

私たちは、日本国憲法及び世界人権宣言の基本理念に基づき、すべての市民の人権が保障される明るく住みよい地域社会を築くため、ここに人権尊重都市「伊賀市」を宣言します。

## ■伊賀市男女共同参画推進条例

2004(平成16)年11月1日に制定しました。男女共同参画の推進に監視、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、社会のあらゆる分野において、市、市民及び事業者が協働して取り組み、もって、男女の人権が尊重される男女共同参画社会を実現することを目的としています。

## ■伊賀市男女共同参画都市宣言

2005(平成17)年9月26日に制定しました。内容は次のとおりです。

私たちは

性別にとらわれず、互いを人として尊び

それぞれの個性と能力をいかせるまちをめざし

社会のあらゆる分野で  
共に参画し 責任を分かち合い  
のびやかで 心豊かに暮らせるまちをめざし  
豊かな自然と培われた文化を次代につなげ  
平等と平和が根づくまちをめざして  
ここに「男女共同参画都市」を宣言します

#### ■第4次伊賀市男女共同参画基本計画

男女共同参画社会の実現に向け、総合的、計画的に取り組むため、2021(令和3)年3月に策定しました。計画の基本となる考え方は、「伊賀市男女共同参画推進条例」の基本理念を踏まえて、重点項目として以下3点を掲げ、30項目の具体的施策を策定しています。

1. 社会活動・地域活動における男女共同参画の推進
2. ワーク・ライフ・バランスの推進
3. ダイバーシティ社会の実現に向けた取り組みの推進

また、計画の目標は「だれもが輝く男女共同参画社会の実現」とし、計画期間は2021(令和3)年度から2025(令和7)年度の5年間としています。

#### ■伊賀市非核平和都市宣言

2005(平成17)年6月24日に制定しました。内容は次のとおりです。

世界の恒久平和は、全人類が等しく希望するところであります。

世界で唯一の被爆国である我が国は、再び戦争という過ちを繰り返さないことを改めて決意し、核兵器の廃絶を訴えていかなければなりません。

このかけがえのない美しい自然を、永久の平和を、すべての人々の幸せを願い、「待たず、つくり、持ち込ませず」の非核三原則が平和を愛するすべての国の原則となることを希求し、ここに非核平和都市「伊賀市」を宣言します。

#### ■第2次伊賀市総合計画

第2次伊賀市総合計画は、めざす市のすがた(将来像)やまちづくりの基本理念、それらを実現するために必要なまちづくりの政策を示す「基本構想」と、まちづくりの政策に基づく根幹的な施策や事業を示す「基本計画」で構成しています。基本構想は、市政運営を総合的かつ計画的に行う指針となるもので、2014(平成26)年からおおむね10年先を見据えたものとしています。計画は、市長の任期を基本に、第1次再生計画期間を3年間、第2次再生計画は4年間と計画期間としています。現在第3期の期間は、2021(令和3)年度から2024(令和6)年度までとしています。

第2次伊賀市総合計画・基本構想におけるめざす市の将来像は、「勇気と覚悟が未来を創る『ひとが輝く地域が輝く』伊賀市」としています。

#### ■第4次伊賀市地域福祉計画

2021(令和3)年6月に策定したもので、社会福祉法第107条の規定に基づく地域福祉の推進を担う総合的な基本計画です。今後人口減少や高齢化が加速していくことが想定され、すべての市民が住み慣れた地域の中で笑顔で暮らしていくために、これまでに築き上げた伊賀市流の地域包括ケアシステムを進化・進化させるため、地域住民がさまざまな課題を「我が事」としてとらえること、そしてつながりあう土壌をつくり課題を「丸ごと」受けとていけるしくみづくりが示されています。

計画の期間は、2021(令和3)年度から2025(令和7)年度までの5年間とし、12項目の取り組みを行政と社会福祉協議会で評価・進行管理することを提案しています。

## ■伊賀市高齢者輝きプラン 第6次高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画

基本理念「みんなで創ろう！いつまでも元気な笑顔が輝く支え合いと安心のまち」は、すべての人が、住み慣れた地域の中で、あたたかい心配りを受けて心豊かに暮らしながら、互いに人生の中で培った経験を発揮し、地域全体の力となっている社会を表しています。地域に住む人が「支える側」と「支えられる側」という画一的な関係ではなく、お互いに支え合う社会です。

団塊の世代が75歳以上となる2025(令和7)年に向けて、住まい・医療・介護予防・生活支援が、多職種の連携と住民同士の支え合いにより包括的に確保される「地域包括ケアシステム」を推進していくために、高齢者支援・障がい者支援・子育て支援・生活困窮者自立支援の4つの支援を柱に、「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に取り組む重層的な支援体制の整備が求められています。誰もが地域の課題を「我が事」としてとらえ、多様化、複合化する課題に「丸ごと」対応できる包括的な支援体制が確立したまちづくりをめざします。

なお、計画の期間は、2021(令和3)年度から2023(令和5)年度までの3年間としています。

## ■第4次伊賀市障がい者福祉計画

本計画は、障害者基本法第11条に基づく市町村障害者計画で、本市における障がいのある人のための施策に関する基本的な計画であり、障害者総合支援法第88条に基づいて3年ごとに策定する「伊賀市障がい福祉計画」と相互補完的な性質を持つものとして策定しています。

障がいのあるなしにかかわらず、「だれもが自分らしく暮らせるまちをつくる」ことを基本理念とし、その達成に向けて「一人ひとりに応じた生活支援のしくみをつくる」、「生涯を通じて社会参加できる共生のしくみをつくる」、「だれもが心地よく安心して暮らせるまちをつくる」の3つの目標を掲げています。

計画の期間は、2021(令和3)年度から2026(令和8)年度までの6年間としています。

## ■第2期伊賀市子ども・子育て支援事業計画

我が国では、「子ども・子育て支援法」等に基づく「子ども・子育て支援新制度」が2015(平成27年)4月に施行され、「保護者が子育てについての第一義的責任を有する」という基本的な認識のもとに、幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進してきました。

伊賀市では、2015(平成27)年度に「伊賀市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「すべての子どもが健やかに誇りをもって成長することができるまち伊賀市」を基本理念に掲げ、幼稚園や保育所(園)、認定こども園などの教育・保育について必要な量を定めるとともに、就学前の子どもの一時預かりや地域子育て支援拠点事業、放課後児童クラブなどのさまざまな子育て支援の事業についても提供体制を整備してきました。また、市の実情に応じた質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業が総合的かつ効率的に提供されるよう、さまざまな施策を推進してきました。

今後は、幼児教育・保育の無償化、働き方改革など、子育て家庭の暮らしのあり方が多様化し、また、社会全体として対策を図るべき子どもをとりまく貧困や虐待など、すべての子どもとその家庭が安心し、子育てすることができる環境づくりを推進する必要があるため、第1期計画を検証し、その取り組みを計画的に推進するため本計画を策定し、さらなる子育て環境の整備を図ります。

## ■伊賀市人権同和教育基本方針

伊賀市教育委員会では、差別のない人権が尊重される社会の実現には教育の果たす役割は大きく、部落差別の解消なくしては我が国の人権の確立はないという基本認識に立ち、生涯にわたる学習機会の一層の充実に努め、市民一人ひとりが人権問題に主体的に関わり、日々の生活の中で人権を尊重し、実践していく「人権文化」の創造を目指すため、伊賀市の教育分野において、人権同和教育を推進するため、2007(平成19)年4月に基本方針を定め、2014(平成26)年に一部改定しています。

## ■伊賀市子ども健全育成条例

2005(平成17)年3月14日に制定しました。子どもを取り巻く社会環境の変化に対応した新しい時代の子どもの育成について、その基本理念、基本的な施策等を明らかにすることにより、市民が一体となって次代を担うすべての子どもの幸せと健やかな成長を図ることを目的としています。子どもは15歳以下の者をいいます。

条例の基本理念を次のように定めています。

- すべての市民は子どもの育成に責任を有することを認識し、相互に連携、協力し、すべての子どもの幸せと健やかな成長を図る。
- すべての市民は、子ども的人格や、子どもの持つ権利を尊重する。
- すべての市民は、日常生活における大人の行動等が子どもに大きな影響を与えることを認識し、ふれあいの機会を大切にして、子どもが健やかに育つように全力で努めるものとする。

## ■伊賀市情報公開条例

2004(平成16)年11月1日に制定しました。市民の知る権利を保障するため、市の保有する行政情報の公開について必要な事項を定めることにより、市の諸活動を市民に説明する責任を果たすとともに、市民による参加の下、市民と市との協働により、公正で民主的な市政の推進に資することを目的としています。

また、実施機関及び行政情報の定義を次のように定めています。

実施機関：市長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者及び消防長をいう。

行政情報：実施機関の職員が職務上作成し、または取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- ア 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
- イ 図書館その他市の施設において、当該施設の設置目的に応じ、歴史的もしくは文化的な資料または学術研究用の資料として特別に管理されているもの

## 9 用語の意味

### ア行

#### 【伊賀地域福祉後見サポートセンター】

成年後見制度の利用促進を図るため、「伊賀地域福祉後見サポートセンター」を設置し、制度利用の相談や家庭裁判所への申立て手続きの説明、また、成年後見人になり得る市民後見人の養成・活用等を行っています。2019（令和元）年8月からは、伊賀地域福祉後見サポートセンターを中核機関として位置付け、広報機能・相談機能・成年後見制度利用促進機能・後見人支援機能の充実を図っています

#### 【インクルージョン】

組織内の誰にでもビジネスの成功に参画・貢献する機会があり、それぞれに特有の経験やスキル、考え方が認められ、活用されていることを「インクルージョン(inclusion)」といいます。ダイバーシティが組織内に多様な人材がいる状態を表すのに対して、包括、包含、一体性などの語意をもつインクルージョンは、そうした多様な人々が対等に関わりあいながら一体化している状態さす用語として区別されます。

#### 【ADHD】

年齢あるいは発達に不釣りあいな注意力や衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすものです。

#### 【LGBT】

Lesbian（レズビアン）；女性同性愛者、Gay（ゲイ）；男性同性愛者、Bisexual（バイセクシャル）；両性愛者、Transgender（トランスジェンダー）；からだの性に違和感を持つ人、の頭文字をとってLGBTと呼んでいます。多様な性のあり方の中には、LGBTに収まらないものもあります。

#### 【LD】

軽度発達障害の一種で、知的な発達の遅れはないが、聞く、話す、書く、計算するまたは推論する能力のうち、特定なものの習得と使用に著しい困難を示すさまざまな状態を示します。

#### 【エンパワーメント】

社会的弱者や被差別者が、自分自身の置かれている差別構造や抑圧されている要因に気づき、その状況を変革していく方法や自信、自己決定力を回復・強化できるように援助すること。またその理念。「庇護」や「救済」ではなく、本来の権利や人格を保つために力を付与する（エンパワー）という考え方に沿って、教育や支援を行う。不当な差別や抑圧に対抗する知識や手段、権利意識の習得を支援することで、主体的かつ能動的な権利擁護を目指す新しいアプローチ。

#### 【OFFJT（オフジェイティ）】

職場外での教育訓練。特に集合研修、講習会、通信教育等、日常の業務を離れて行う教育訓練のことを言います。現場の状況に左右されない、均一な知識習得の機会を提供する意味で非常に効果的な取組ですが、一方で現業への活用・応用において効果的に用いられない場

合もあります。これに対して、職場での仕事を通して教育訓練を行う場合を、OJT(オージエイティ)といいます。

## 力行

### 【患者の権利宣言】

伊賀市立上野総合市民病院では、①個人として常にその人格を尊重される権利がある、②良質な医療を平等に受ける権利がある、③自分の受ける治療や検査の効果や危険性、他の治療法の有無等について、わかりやすい説明を理解できるまで受ける権利がある、④自分の治療計画を立てる過程に参加し、自分の意志を表明し、自ら決定する権利がある、⑤自分の受けている医療について知る権利がある、⑥自分の情報を承諾なくして第三者に開示されない権利がある、の6つの権利を掲げ、患者の医療に対する主体的な参加の支援を図っています。

### 【企業の社会的責任（CSR）】

企業は大規模になるほど、株主ばかりでなく、顧客、従業員、取引相手、地域住民といった利害関係者の利益を実現することが求められ、経営者は企業を社会的存在として運営していく責任を負っています。CSRはcorporate social responsibilityの略。

### 【協働(きょうどう)】

複数の主体が、何らかの目標(例えば、あらゆる差別をなくすという目標)を共有し、ともに力を合わせて活動することをいう。コラボレーション(collaboration)、パートナーシップ(partnership)ともいう。

### 【ケースワーク】

社会福祉や医療において、精神的・社会的・身体的な問題をかかえた個人・家庭を、正常な状態に戻すため個々の事例ごとに調査・相談・指導することをいいます。

### 【公正採用選考人権啓発推進員】

一定規模以上（国では従業員100人以上。100人未満でも雇用が十分期待される場合。三重県では30人以上。）の事業所に設置を求めているもので、推進員は差別のない適正な採用選考システムを確立するため、「採用選考に関して相当の権限を有する者」から選任され、採否決定に至るまでの作業を点検するとともに、事業所内の人権啓発を推進します。

### 【固定的役割分担意識】

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事・女は家庭」や「男は主要な業務・女は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のことをいいます。

### 【コミュニティビジネス】

住民主体の地域課題解決型の小事業をいいます。高齢者向け配食サービスからまちおこし事業まで、内容はさまざまなものがあります。

## サ行

## 【JKビジネス】

JKとは女子のJと高校生のK、それぞれのイニシャルをあわせた造語。女性高校生（JK）による男性への親密なサービスを売りにしたビジネスの総称。

## 【ジェンダー】

社会通念や習慣の中で、社会によって作り上げられた「男性像」「女性像」があり、このような男性、女性の別をジェンダー（gender「社会的性別」）といいます。

## 【持続可能な開発目標(SDGs)】

2015(平成27)年から2030(令和12)年までに、貧困や飢餓、エネルギー、気候変動、平和的社会など、持続可能な開発のために達成すべき17の目標と169のターゲットからなる。

## 【児童虐待】

親または親に代わる保護者により児童に対して加えられた身体的、心理的、性的虐待及びネグレクト（保護の怠慢ないしは拒否）等の行為をいいます。児童虐待の増加・顕在化に伴い、2000(平成12)年5月に「児童虐待の防止等に関する法律」が成立しました。同法は2004(平成16)年4月に改正され、その定義が、①保護者以外の同居人による虐待行為も保護者のネグレクトの一類型として含まれること、②児童の目の前でドメスティック・バイオレンスが行われること等、児童への被害が間接的なものについても含まれること、と見直し拡大されました。

## 【障害者権利条約】

すべての障がい者が人権や基本的自由を完全に享有するための措置について定めた国際条約。締結国に対して、障がいを理由とするあらゆる差別の禁止や合理的配慮の提供の確保などを求めている。

## 【障害福祉サービス】

障害者自立支援法に規定するサービスで、居宅介護や重度訪問介護、生活介護、療養介護、短期入所等の10のサービスを提供する介護給付と、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援等6つのサービスを提供する訓練等給付を総称したものをいいます。

## 【情報セキュリティポリシー】

伊賀市の情報セキュリティに関し、包括的な対策を図ることにより、市が保有する情報資産を適切に保護することを目的に、市にどのような情報資産があり、それがどれほど重要なものか、またそれらがどのような脆弱性を持っているかを分析した結果に基づいて、いかに保護すればよいのか、そのためには市として何をしなければならないのかという明確な方針を文書化したものです。

## 【人権啓発地区草の根運動推進会議】

上野地域の住民自治協議会単位で組織する啓発推進組織で、懇談形式の啓発事業の推進や研修会への参加の促進、地域の啓発活動を担っています。

## 【人権デュー・ディリジェンス（人権DD）】

企業が、自社・グループ会社及びサプライヤー等における人権への負の影響を特定し、防

止・軽減し、取組の実効性を評価し、どのように対処したかについて説明・情報開示していくために実施する一連の行為を指します。

### 【人権にかかわりの深い職業従事者】

1997(平成9)年7月に国において策定された「『人権教育のための国連10年』に関する国内行動計画」では、人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者として、検察職員、矯正施設・更生保護関係職員等、入国管理関係職員、教員・社会教育関係職員、医療関係者、福祉関係職員、海上保安官、労働行政関係職員、消防職員、警察職員、自衛官、公務員、マスメディア関係者の13業種に従事する者を掲げています。

### 【人権文化】

一人ひとりが「何かあったときに考える人権」から「差別をしないことが当たり前」という態度を習慣として身につけ、仕事や日常生活において実践することにより、そのことが多くの人びとの中に広がっていくような社会のあり方をいいます。

### 【心的外傷後ストレス障害（PTSD）】

地震や火災などの自然災害または戦争や事故、拷問、虐待、婦女暴行、その他犯罪の犠牲などの体験により、心に加えられた衝撃的な傷が元となり、後にさまざまなストレス障害を引き起こす疾患のことをいいます。日本では阪神・淡路大震災、地下鉄サリン事件等で広く病名が知られるようになりました。PTSDはpost traumatic stress disorderの略。

### 【スクールカウンセラー】

いじめや不登校など児童・生徒の問題行動等に対応するため、学校においてカウンセリング（相談、解決の助言・援助など）を行う専門家のことをいいます。

### 【性的マイノリティ】

これまで一般的と考えられてきた性のあり方に当てはまらない人を言います。レズビアン(女性同性愛者)、ゲイ(男性同性愛者)、バイセクシュアル(両性愛者)、トランスジェンダー(からだの性に違和を感じる人)の頭文字を取って、LGBTと呼ばれることがあります。多様な性のあり方の中には、LGBTにおさまらない人もいますので、LGBTQ+と呼ばれることもあります。

### 【成年後見制度】

認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者など判断能力の不十分な人を保護するためにできた制度で、契約の締結等を代わりに行う代理人などを選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合に、それを取り消すことができるようにすることなどにより、これらの人を不利益から守ります。

### 【セクシュアル・ハラスメント】

相手方の意に反した、性的な言動を一方的に行い、それに対する反応によって就学あるいは就業をする上で一定の不利益を与え、それを繰り返すことによって生活環境を著しく悪化させることをいいます。

### 【世系】

門地（家がら）と同義語。国連では「職業及び世系に基づく差別」として、日本の部落差別やインドのカースト制度などをあげています。

### 【総合評価落札方式】

公共工事の入札で、従来の価格のみによる自動落札方式とは異なり、「価格」と「価格以外の要素」（例えば、初期性能の維持、施工時の安全性や環境への影響）を総合的に評価する落札方式であり、具体的には入札者が示す価格と技術提案の内容を総合的に評価し、落札者を決定する落札方式のことをいいます。

## タ行

### 【ダイバーシティ】

「多様性」を指す英語。企業において、人種・国籍・性・年齢を問わずに、多様な能力や発想、価値観を持つ人材を融合・活用することで組織の活性化と生産性をあげ、企業の成長と個人の幸せを同時に目指す概念。こうすることで、ビジネス環境の変化に柔軟かつ迅速に対応できると考えられています。

### 【地域生活支援事業】

障害者自立支援法に規定するサービスで、市町村及び都道府県が実施主体となるものをいいます。市町村が実施するもののうち、相談支援、コミュニケーション支援事業、日常生活用具給付等事業、移動支援事業、地域活動支援センター事業は必須事業で、その他に選択的事業があります。

### 【地域包括ケアシステム】

少子高齢化の進展に伴う介護分野の課題を解決するために、ニーズに応じた住宅が提供されることを基本とした上で、生活上の安全・安心・健康を担保するために、医療や介護、予防のみならず、福祉サービスを含めたさまざまな生活支援サービスが日常生活の場で適切に提供できるような地域での体制のことです。中学校区を基本とする地域で、医療保険や介護保険に頼らずに、自治会やボランティアなども活用し、住み慣れた地域の中で、その地域のその人の暮らしに合った多様なサービスを包括的に提供するケアシステムのことです。

### 【出会い系サイト】

異性との交際希望情報を発信、仲介するインターネット上でのサービスのことをいいます。子どもが犯罪被害にあいやすく、自殺や家出をおこすサイトや殺人、暴力などの残虐な映像を見ることのできるサイトもあり、判断力の乏しい世代をこれらの有害サイトから守ることが急務となっています。

### 【DV(ドメスティック・バイオレンス)】

配偶者・パートナーからの暴力を意味します。身体的暴力に限らず、思考や行動を萎縮させるような心理的な暴力も含まれます。

### 【特別支援教育】

これまでの障がいの程度等に応じ特別の場で行う「特殊教育」から、障がいのある児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切な教育的支援を行うもので、発達障害等も含めています。

### 【トライアル雇用】

3ヶ月の試用期間を設けて実働し、常勤雇用に切り替える制度のことをいいます。求職者にとって、実際に就職したが、想像していた職場環境や仕事内容と異なっているなどの声が多く寄せられたことから、導入されました。また、雇用を受け入れる企業にとって、トライアル期間中に労働者の様子を見て、自社での正式採用が可能かどうかの検討を行うことができます。

ハローワークでのトライアル雇用には、対象者や労働時間等により、①一般トライアルコース②障がい者トライアルコース③障がい者短時間トライアルコースの3種類のコースが設定されています。

## ナ行

### 【日常生活自立支援事業】

認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者など判断能力が不十分な人に対して、福祉サービスの利用手続き援助や日常的な金銭管理等を行う県社会福祉協議会を実施主体として実施されている事業です。

### 【認知症高齢者】

高齢期における脳の広範な器質的障害により、獲得されている知能が低下していく「認知症症状」を示している高齢者のことをいいます。認知症には「アルツハイマー型認知症」や脳血管障害による「脳血管性認知症」などがあります。2004(平成16)年の「痴呆」の呼称変更により、「痴呆性高齢者」にかわって、「認知症高齢者」の名称になっています。

### 【寝た子を起こすな】

部落差別(同和問題)をいまさらにも取り上げる必要はなく、このまま放置しておけば社会の進化に伴って自然に解消するという「寝た子を起こすな」の考え方があります。部落差別(同和問題)は、現実にも生きている社会問題です。部落差別(同和問題)は日本の社会の仕組みの中や私たちの身近にもさまざまな形で存在しています。「寝た子を起こすな」という考え方では部落差別(同和問題)の解消につながらないばかりか、かえって部落差別(同和問題)を拡大する結果を招くことにもなります。また、部落差別(同和問題)のない社会をめざすには、あまりにも消極的な姿勢であり、部落差別(同和問題)で苦しむ人の声に蓋をして現実から逃げ、部落差別(同和問題)の解消をめざし行動する人に制限を加えることになるといえます。この社会にいまだに根強く残されている不合理や偏見を取り除くことを自らの課題としてとらえなおし、私たち一人ひとりが何をするべきかを考え行動に移していくことが大切です。

### 【ノーマライゼーション】

「障害等社会的に不利な状況にある人々を当然に包含するのが通常社会であり、そのあるがままの姿でほかの人びとと同等の権利を享受できるようにする」という考え方であり、方法をいいます。

## ハ行

### 【パートナーシップ】

連携・協力体制のことをいいます。

### 【ハタラクカタ応援宣言】

部下が仕事と家庭を両立できるよう応援しつつ、組織としての成果も上げていく上司になると宣言すること。

### 【パワー・ハラスメント】

同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為。たとえ部下であっても上司に対するパワー・ハラスメント行為として認められることもある。同僚が同僚に対して行ういじめも同じ仕組み。

### 【ハンセン病】

らい菌の感染により生じます。感染力が弱く、治療が有効にもかかわらず、らい予防法によりハンセン病患者の人権の制限が行われていましたが、らい予防法は1996(平成8)年4月1日に廃止されました。

### 【ヒアリングループ】

難聴者用の聞こえを支援する設備システムで、ループアンテナ内で誘導磁界を発生させることで音声磁場をつくり、補聴器等を補助する放送設備システムのことです。磁気を発生させるループアンテナを輪のように這わせることから「磁気誘導ループ」と呼ばれていますが、「磁気」という言葉が、ペースメーカーや医療機器等に悪影響を及ぼすと誤解されがちなこと及び2020年東京オリンピック・パラリンピックへ向けて、海外へこのシステムをアピールするため「磁気誘導ループ」から改称されました。従来の「T付き耳マーク」も「ヒアリングループマーク」に変更されています。(一般社団法人 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会 2017.8.21付け通知、全難聴発第17-050号より)

### 【被差別部落(同和地区)】

同和地区とは、被差別部落をさす行政用語です。ほぼ同義語として用いられます。1969(昭和44)年に制定された同和对策事業特別措置法により、国及び地方公共団体は、被差別部落を対象にした特別対策事業を実施することになりました。しかし、行政が被差別部落の範囲を規定することはできないため、地元関係者との協議の中で、特別事業を実施する対象範囲を定めることになりました。これが同和对策事業対象地域であり、行政はこれを被差別部落つまり同和地区と見なすことになりました。この作業を地区指定とよんでいます。なお、同和对策事業の執行を受け入れなかった被差別部落も存在します。そこで当然のこととして、特別対策事業を実施する対象範囲を定める作業は行われておらず、これを未指定地区とよんでいます。なお、「法」の失効後において、一部に「同和地区」と「同和对策事業対象地域」とを混同する動きや、市民意識として被差別部落という呼称と同義語として使用されていることもあります。いずれにせよ、「同対審」答申をはじめ、「法」の制定以前から同和地区という呼称は使用されており、「法」の失効は、この呼称に変更を求めるものではありません。当計画では、「差別の対象地域としての同和地区」という意味と捉え、部落差別解消推進法の呼称に併せて併記することとします。

### 【ファミリーサポートセンター】

援助を受けたい人と援助を行いたい人がともに会員となり、援助を行いたい人が一定の報酬でサービスを提供する互助援助組織による子育て支援の活動を行います。

### 【フィルタリング】

データをふるいにかけて分類すること。ネットワークにおいては、指定した条件によって通信を許可するか遮断する機能を指します。迷惑メールやスパムを隔離する電子メールのフィルタリングや、有害サイトへのアクセスを制限する機能があり、ここでは後者の方を意味します。

### 【部落差別（同和問題）】

同和問題は、現在では部落差別と同義とされています。法務省・文部科学省の「人権教育・啓発白書」（令和3年版）では、「部落差別（同和問題）は、日本社会の歴史的過程で形作られた身分差別により、日本国民の一部の人々が、長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれることを強いられ、同和地区と呼ばれる地域の出身者であることなどを理由に結婚を反対されたり、就職などの日常生活の上で差別を受けたりなどしている、我が国固有の人権問題である」と定義されています。そのため、本計画ではこの白書に基づき、部落差別（同和問題）と記載します。

### 【プロバイダ】

インターネットへ接続するサービスを提供する会社のことです。正確には「インターネット・サービス・プロバイダー」のことで、略してISPと呼ばれることもあります。

### 【法定雇用率】

「障害者の雇用の促進等に関する法律」により、民間企業、国、地方公共団体は、それぞれ一定の割合に相当する数以上の身体障がい者又は知的障がい者を雇用しなければならないことになっています。その一定割合を法定雇用率といいます。

### 【ホームレス】

特定の住居をもたず、道路や公園、河川敷、地下街、駅舎などで野宿生活を送っている人たちのことをいいます。

### 【母子・父子自立支援員】

母子及び父子家庭や寡婦の福祉に関して実情を把握し、個人それぞれのケースに応じて自立に必要な相談や指導を行う人をいい、福祉事務所の管轄で、母子及び父子家庭のさまざまな問題、親の就職、子どもの教育、母子及び父子福祉資金・寡婦福祉資金の貸付などに対する相談・指導を行います。

### 【本人通知制度】

住民票の写しや戸籍謄本は本人や同一世帯の住民以外でも、裁判や相続分野の手続きに使うなどの正当な理由があれば交付されます。しかし身元調査等の目的で、行政書士や司法書士による不正取得が相次ぐといった事件が発生しました。こうした事態を受け、事前に登録した人の情報を、本人以外の第三者が住民票等を取得した際に、本人に通知する制度です。伊賀市はこの事前登録型・本人通知制度を採用しています。

## マ行

### 【マイクロアグレッション】

microaggressions（マイクロアグレッション）とは、ありふれた日常の中にある、ちょっとした言葉や行動や状況であり、意図の有無にかかわらず、特定の人や集団を標的とした、敵意のある

否定的な表現のこと。

### 【マタニティ・ハラスメント】

職場において行われる上司や同僚からの言動（妊娠・出産したこと、育児休業等の利用に関する言動）により、妊娠・出産した女性労働者や育児休業等を申出・取得した男女労働者等の就業環境が害されること。

### 【マニフェスト】

本来の意味は政権公約、選挙公約集のこと。選挙の際に政党や候補者などが示す政策綱領のこと。従来の選挙公約が具体性を欠く抽象的なものであったことから、従来型の選挙公約と区別して政策の目標数値、達成期限、財源の裏付けなどが具体的に明示された選挙公約をいいます。英語のmanifestoはもともと君主、政府、政党、団体などの宣言、声明（書）を意味します。ここでは、「学校マニフェスト」のことで、各学校（園）が「学力の向上」「人権同和教育の充実」「キャリア教育」の三つの教育課題について当該年度に実施する取り組みと達成目標を具体的にあげ、保護者や地域の方々に提示するものをいいます。

### 【無らい県運動】

ハンセン病患者の隔離政策として、地方自治体や市民が関わり、ハンセン病患者が、自分たちの町や村に一人もいないことをめざして、療養所に入所させる官民一体となった取り組みをいいます。当時の内務省衛生局は、1931(昭和6)年に「癩(らい)予防法」を制定、そして1940(昭和15)年には厚生省(現在の厚生労働省)は、「患者収容の完全を期せんがためには、いわゆる無癩運動の徹底を必要なりと認む」という指示を各都道府県に出します。その結果、都道府県をはじめ各地方自治体は「無らい県運動」を展開し、競うようにして「患者狩り」を行い、療養所に駆り立てていきました。市民もこれに呼応し、「疑わしい者」を自治体に通報や投書しました。警察や保健行政機関をはじめ、学校現場、地域住民がハンセン病患者の発見、通報、収容促進の役目を担い、その過程でハンセン病は「恐ろしい伝染病」という誤った認識が社会に植えつけられ、ハンセン病に対する偏見・差別や忌避意識が定着しました。その結果、患者は療養所以外の居場所を失い、またその家族までも地域から排除され、差別を受けました。

### 【メディアリテラシー】

インターネットやテレビ、新聞などのメディア（情報や記録を伝える媒体を指します）を使いこなし、メディアの伝える情報を理解する能力。また、メディアからの情報を見極める能力のこと。

### 【モチベーション】

動機を与えること、動機づけのことをいいます。

## ヤ行

### 【ヤングケアラー】

大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に立っている子どものことをいいます。年齢等に見合わない重い責任や負担を負うことで、本当なら享受できたはずの、勉強に励む時間、部活に打ち込む時間、将来に思いを巡らせる時間、友人との時間など、子どもとしての時間と引き換えに、家事や家族の世話をしていることがあります。

## ワ行

### 【ワーク・ライフ・バランス】

仕事と仕事を離れた個人の生活の両方について、どちらかが犠牲になることなく、それをバランスよく充実させていこうという考え方です。

### 【ワンストップサービス】

市民等が、一つの窓口で、必要となる事務をすべて完了できるように設計されたサービスのことをいいます。

## 10 人権施策の歩み（人権年表）

凡例：【人】人権全般【同】同和問題【女】女性【子】子ども【障】障害者【高】高齢者【外】外国人【他】その他

西暦	和暦	世界の動き	国の動き
1947	昭22		【人】「教育基本法」公布 【人】「日本国憲法」施行 【外】「外国人登録令」公布 【女】婦人少年局新設 【子】「児童福祉法」制定、'48.1施行
1948	昭23	【人】「世界人権宣言」国連総会で採択	
1949	昭24	【人】「人身売買禁止条約」国連総会で採択（'51発効、日本'58加入）	【子】児童の売買問題化 【外】在日本朝鮮人連盟ほか4団体解散命令 【外】朝鮮人学校に閉鎖命令 【障】「身体障害者福祉法」公布、'50.4施行 【他】「社会教育法」公布
1950	昭25		【障】「精神衛生法」成立 【他】沖縄に米民政府
1951	昭26	【人】「難民の地位に関する条約（難民条約）」国連総会で採択（'54発効、日本'81加入）	【他】「社会福祉事業法」公布 【子】「児童憲章」制定 【同】全日本同和对策協議会結成 【同】オール・ロマンス事件起こる
1952	昭27	【女】「婦人の参政権に関する条約」国連総会で採択（'54発効、日本'55批准）	【障】身体障害者の雇用促進閣議で決定 【外】「外国人登録法」公布・施行
1953	昭28		【外】韓国・朝鮮人の就学義務なしとする 【外】外国人の公務就任権否定 【同】全国同和教育研究協議会を結成 【障】精神障害者の入院措置要項を決定 【他】「らい予防法」改正 【障】「精神薄弱児対策基本要綱」策定
1955	昭30		【外】在日本朝鮮人総聯合会結成 【女】「婦人の参政権に関する条約」批准 【同】部落解放委員会を部落解放同盟と改称
1956	昭31		【女】「売春防止法」成立、'58.4.1全面施行 【他】国際連合に加入
1957	昭32		
1958	昭33		【障】職業訓練法の制定により身体障害者の職業訓練所が設置 【人】「人身売買禁止条約」に加入 【同】「同和問題閣僚懇談会」設置を閣議決定 【他】「国民健康保険法」公布
1959	昭34	【子】「児童の権利宣言」国連総会で採択	【外】北朝鮮への帰還事業開始
1960	昭35		【障】「精神薄弱者福祉法」公布 【障】障害者の自動車免許取得可能 【障】「身体障害者雇用促進法」公布 【同】同和对策審議会を設置
1961	昭36		【同】内閣総理大臣から同和对策審議会に対し、「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本的方策」について諮問

凡例：【人】人権全般【同】同和問題【女】女性【子】子ども【障】障害者【高】高齢者【外】外国人【他】その他  
 凡例：〈上〉旧上野市 〈伊〉旧伊賀町 〈島〉旧島ヶ原村 〈阿〉旧阿山町 〈大〉旧大山田村 〈青〉旧青山町

西暦	和暦	県の動き	市の動き
1947	昭22		
1948	昭23		
1949	昭24		
1950	昭25		【高】〈上〉 養護老人ホーム「恒風寮」設立
1951	昭26	【同】 県単事業環境改善補助制度設ける 【高】 第1回三重県社会福祉大会開催 【他】 上野勤労署が上野公共職業安定所となる	【他】〈上〉 社会福祉事務所設置
1952	昭27		
1953	昭28		
1955	昭30	【他】 原水爆禁止県民大会開催	
1956	昭31		
1957	昭32	【他】 伊賀福祉事務所開設	
1958	昭33		
1959	昭34		【同】〈伊〉 同和対策として、環境改善事業を実施 【障】〈阿〉「阿山村社会福祉協議会」の設立
1960	昭35		【障】〈上〉盲人ホーム設置
1961	昭36		【同】〈上〉「同和対策推進要綱」を定めるとともに民生部厚生課を事業窓口と定める。市長の諮問機関として「部落対策委員会」設置 【同】〈上〉 市議会に「部落対策特別委員会」設置

凡例：【人】人権全般【同】同和問題【女】女性【子】子ども【障】障害者【高】高齢者【外】外国人【他】その他

西暦	和暦	世界の動き	国の動き
1962	昭37		
1963	昭38	【女】モスクワで世界女性会議開催 【人】「人種差別撤廃宣言」国連総会で採択	【高】「老人福祉法」公布
1964	昭39		【女】「母子福祉法」公布
1965	昭40	【人】「人民間の平和・相互尊重・理解を青年の間に促進する宣言」国連総会で採択 【人】「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）国連総会で採択（'69発効、日本'95批准）	【障】「精神衛生法」改正し、通院に重点を置く 【同】同和对策審議会答申 【女】「母子保健法」公布、'66.1施行
1966	昭41	【人】「国際人権規約」国連総会で採択（'76発効）	【同】同和对策協議会設置
1967	昭42	【人】「女子差別撤廃宣言」と「領域内庇護宣言」国連総会で採択	【同】全国解放教育研究会結成 【同】「全国同和地区実態調査」を実施
1968	昭43		【同】壬申戸籍の公開停止
1969	昭44		【同】「同和对策事業特別措置法」公布
1970	昭45		【障】「心身障害者基本対策法」公布
1971	昭46	【障】「精神薄弱者権利宣言」国連総会で採択	【同】「全国同和地区調査」を実施
1972	昭47		【外】横浜市などで外国人に国民健康保険適用 【他】沖縄の本土復帰
1973	昭48		【高】老人福祉法に基づく老人医療費支給制度（70歳以上）実施 【高】老人福祉法に基づく老人医療費支給制度の範囲拡大（65歳以上の寝たきり等老人を対象）

凡例：【人】人権全般【同】同和問題【女】女性【子】子ども【障】障害者【高】高齢者【外】外国人【他】その他  
 凡例：〈上〉旧上野市 〈伊〉旧伊賀町 〈島〉旧島ヶ原村 〈阿〉旧阿山町 〈大〉旧大山田村 〈青〉旧青山町

西暦	和暦	県の動き	市の動き
1962	昭 37	【同】 同和对策室設置	
1963	昭 38	【高】 第1回三重県老人福祉大会開催	【同】 〈上〉 部落対策委員会を「同和对策委員会」に改称 【同】 〈上〉 環境改善モデル事業始まる(3年計画)
1964	昭 39		
1965	昭 40	【他】 地域別総合開発構想発表 【高】 三重県老人保養所「芙蓉荘」開設	
1966	昭 41		【同】 〈上〉 八幡町教育集会所完成 【子】 〈上〉 青少年健全育成都市宣言 【同】 〈伊〉 同和教育研究会の結成 【同】 〈伊〉 文化館(隣保館)完成 【子】 〈阿〉 青少年健全育成の宣言
1967	昭 42		【子】 〈伊〉 青少年健全育成の町宣言 【他】 〈阿〉 町制施行
1968	昭 43		
1969	昭 44		【同】 〈上〉 下郡教育集会所完成 【同】 〈上〉 住宅地区改良事業の地区指定を受ける 【同】 〈上〉 同和对策委員会を「同和对策審議会」に改称 【同】 〈上〉 「部落対策特別委員会」を「同和对策特別委員会」に改称 【障】 〈阿〉 「社会福祉センター」の開設
1970	昭 45	【高】 老人実態調査実施	【同】 〈上〉 住宅地区改良事業始まる 【同】 〈上〉 同和教育基本方針策定
1971	昭 46	【同】 三重県同和对策長期計画策定 【外】 三重県とブラジル・サンパウロ州姉妹提携締結 【子】 三重県青少年健全育成条例(最終改正'06 3月28日)	【障】 〈上〉 点字図書館開設(社)上野市社会事業協会) 【高】 〈上〉 養護老人ホーム「梨ノ木園」開設(社)上野市社会事業協会) 【他】 〈上〉 社会福祉協議会設立 【同】 〈伊〉 教育集会所完成
1972	昭 47	【高】 老人医療費助成制度(75歳以上県単独事業)実施	【障】 〈上〉 盲人ホームを設置し、運営を社会事業協会へ委託 【同】 〈上〉 八幡町市民館完成 【同】 〈伊〉 学校同和教育研究会の結成 【同】 〈伊〉 小集落地区改良事業竣工式 【同】 〈青〉 老川教育集会所完成 【同】 〈青〉 同和对策審議会設置
1973	昭 48	【同】 三重県同和教育基本方針策定 【高】 三重県特別養護老人ホーム「明星園」完成	【障】 〈上〉 心身障害者医療費助成制度開始 【同】 〈青〉 同和对策総合計画策定

凡例：【人】人権全般【同】同和問題【女】女性【子】子ども【障】障害者【高】高齢者【外】外国人【他】その他

西暦	和暦	世界の動き	国の動き
1974	昭49	【人】「非常事態女子児童保護宣言」国連総会で採択	【障】障害児について一般幼児との集団保育事業開始
1975	昭50	【女】国際婦人年 【女】国際婦人年世界会議第1回世界女性会議開催（メキシコシティ） 【女】「世界行動計画・メキシコ宣言」を採択 【女】1976年から10年間で「国連婦人の10年」と決定（国連総会） 【障】「障害者権利宣言」国連総会で採択	【女】「義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律（育児休業法）」公布 【同】「全国同和地区調査」を実施 【女】総理府に婦人問題担当室発足 【女】婦人問題企画推進本部、婦人問題企画推進会議設置
1976	昭51	【女】ILO（国際労働機関）に婦人労働問題担当室を設置	【他】民法一部改正（離婚後の氏の選択） 【他】ウィルタ協会設立
1977	昭52		【女】「国内行動計画」策定 【女】「国内行動計画前期重点目標」発表
1978	昭53	【人】「人種及び人種の偏見に関する宣言」と「マス・メディア基本原則宣言」ユネスコ総会採択	【同】「同和对策事業特別措置法」3年延長
1979	昭54	【子】国際児童年 【女】「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」国連総会で採択（'81発効、日本'85批准）	
1980	昭55	【女】「国連婦人の10年」中間年として、第2回世界会議開催（コペンハーゲン）	【外】公共住宅の外国人入居開放 【女】民法一部改正（配偶者の法廷相続分引上げ） 【女】「女子差別撤廃条約」の署名 【同】差別をなくす企業全国集会開催 【他】「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律」5月制定、'81.1月から施行
1981	昭56	【障】国際障害者年 【女】「男女労働者特に家族的責任を有する労働者の機会均等及び均等待遇に関する条約（家族的責任条約＝ILO156号条約）」ILO総会で採択	【女】「母子福祉法」を「母子及び寡婦福祉法」に改正 【女】「国内行動計画後期重点目標」発表 【同】同和对策協議会から「今後における同和関係施策について」意見具申
1982	昭57	【人】反差別国際会議開催	【外】「難民の地位に関する議定書」に加入し、「出入国管理及び難民認定法」施行 【外】外国人の国民年金加入認められる 【障】「障害者対策長期計画」策定 【同】「地域改善対策特別措置法」施行 【同】地域改善対策協議会設置 【高】「老人保健法」公布、'83施行

凡例：【人】人権全般【同】同和問題【女】女性【子】子ども【障】障害者【高】高齢者【外】外国人【他】その他  
 凡例：〈上〉旧上野市 〈伊〉旧伊賀町 〈島〉旧島ヶ原村 〈阿〉旧阿山町 〈大〉旧大山田村 〈青〉旧青山町

西暦	和暦	県の動き	市の動き
1974	昭49	【高】老人居室整備資金貸付条例制定 【高】第1回老人スポーツ大会開催 【高】県内初の有料老人ホーム・厚生年金三重 ながしま荘開所 【子】伊賀児童相談所開設	【外】〈上〉日朝親善友好上野市実行委員会結成 【外】〈上〉日朝親善友好デー開催 【同】〈上〉下郡市民館完成 【他】〈上〉緑化推進都市宣言
1975	昭50		【同】〈伊〉同和問題審議会設置 【同】〈青〉教育基本方針策定
1976	昭51	【他】長期総合計画発表	【同】〈上〉寺田教育集会所完成 【同】〈上〉共同浴場しろなみ湯完成 【同】〈青〉同和教育推進協議会を結成
1977	昭52	【女】「婦人関係行政推進連絡会議」設置 【高】在宅老人福祉機器設置事業実施 【高】ねたきり老人短期保護事業実施	【同】〈上〉寺田市民館完成 【同】〈伊〉同和問題審議会の答申
1978	昭53	【女】「三重県婦人問題懇話会」設置 【高】高齢者能力活用推進協議会事業実施	【障】〈上〉身体障害者社センター完成（社）上野 市社会事業協会） 【同】〈伊〉文化センター（隣保館）竣工 【同】〈伊〉児童館竣工 【同】〈伊〉大型共同作業所竣工 【高】〈大〉社会福祉協議会設立 【子】〈大〉青少年育成村民会議が結成
1979	昭54	【女】「三重県婦人対策の方向（県内行動計画）」 策定 【女】「婦人実態調査」実施	【人】〈伊〉人権問題地区別懇談会実施 【子】〈島〉「島ヶ原地区青少年健全育成市民会議」 結成 【高】〈大〉特別養護老人ホーム「鶴寿園」開設 （社）グリーンセンター福祉会
1980	昭55	【同】三重県同和保育指針策定 【高】老人医療費負担助成制度実施	【同】〈上〉しろなみ児童館完成 【他】〈伊〉社会福祉協議会の設立
1981	昭56	【女】「明日の婦人問題を考える三重県会議」 設置 【高】老人問題研究調査事業実施	【障】〈上〉重度視覚障害者に対するガイド・ヘル パー派遣制度実施 【高】〈上〉特別養護老人ホーム「第二梨ノ木園」 開設（社）上野市社会事業協会） 【障】〈伊〉授産所「きぼうの家」開所
1982	昭57	【障】「障害者対策の現状と今後の方向―長期 行動計画―」を公表 【高】福祉休養ホーム「ゆずりは荘」開設	【高】〈上〉特別養護老人ホーム「福寿園」開設 （社）福寿会） 【同】〈上〉同和教育研究協議会を結成 【同】〈青〉青山文化センター完成

凡例：【人】人権全般【同】同和問題【女】女性【子】子ども【障】障害者【高】高齢者【外】外国人【他】その他

西暦	和暦	世界の動き	国の動き
1983	昭58		
1984	昭59		【同】地域改善対策協議会から「今後における啓発活動のあり方について」意見具申
1985	昭60	【女】「国連婦人の10年」最終年として、第3回世界会議をナイロビで開催 【女】「女性の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	【女】「国籍法」及び「戸籍法」一部改正（国籍の父母両系主義確立） 【女】「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律（男女雇用機会均等法）」公布、'86.4 施行
1986	昭61		【同】地域改善対策協議会から「今後における地域改善対策について」意見具申 【高】「長寿社会政策大綱」閣議決定 【他】厚生省「エイズ対策専門家会議」設置 【高】「老人保健法」改正
1987	昭62		【同】地域改善対策協議会設置 【同】「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（地对財特法）」3.31 制定、4.1 施行 【障】「障害者の雇用促進に関する法律（障害者雇用促進法）」全面改正 【同】えせ同和行為対策中央連絡協議会設置 【女】「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定 【障】「精神衛生法」が「精神保健法」と改称され、患者の人権や社会復帰に配慮、'88施行
1988	昭63	【人】反差別国際運動を結成	【外】「改正外国人登録法」施行、指紋押捺1回限り
1989	平元	【子】「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」国連総会で採択（'90発効、日本'94批准）	【外】「出入国管理及び難民認定法」改正、'90.6 から施行 【高】「高齢者保健福祉推進十カ年戦略（ゴールドプラン）」策定
1990	平2	【人】国際識字年 【女】「ナイロビ将来戦略の実施に関する見直しと評価に伴う勧告」採択	【他】「福祉8法」の改正

凡例：【人】人権全般【同】同和問題【女】女性【子】子ども【障】障害者【高】高齢者【外】外国人【他】その他  
 凡例：〈上〉旧上野市 〈伊〉旧伊賀町 〈島〉旧島ヶ原村 〈阿〉旧阿山町 〈大〉旧大山田村 〈青〉旧青山町

西暦	和暦	県の動き	市の動き
1983	昭58	【女】「青少年県民課」を「青少年婦人課」に改める。 【女】「婦人問題に関する県民の意識と生活実態調査」実施 【他】「第2次長期計画」発表	【他】〈青〉社会福祉協議会設置
1984	昭59	【高】「高齢者福祉対策総合推進会議」設置	【他】〈上〉非核平和都市宣言 【人】〈青〉法務省より人権モデル地区指定 【人】〈青〉人権モデル地区宣言 【人】〈青〉人権モデル地区推進委員会結成
1985	昭60	【女】三重県婦人問題推進協議会から「三重県の婦人対策に関する提言」提出	【障】〈上〉みどり保育園内に心身障害児の療育施設「かしのみ園」併設 【障】〈阿〉小規模授産施設「光風園」の開設 【人】〈青〉人権問題に関する意識調査実施
1986	昭61	【女】三重県婦人問題協議会から「第2次県内行動計画（仮称）策定に関する基本的事項について」意見具申 【外】三重県と中国河南省友好提携締結	【人】〈上〉市内19ブロックに人権啓発草の根運動推進会議が組織される 【他】〈阿〉町民憲章の制定 【同】〈青〉同和地区実態調査 【他】〈青〉保健管理センター
1987	昭62	【女】「みえの第2次行動計画—アイリスプラン」策定 【高】三重県高齢者総合相談センター開設	【同】〈上〉改良住宅620戸完成 【外】〈大〉三重県大山田国際交流友の会が結成 【他】〈青〉健康づくり推進委員会設置 【他】〈青〉健康のまち宣言
1988	昭63	【女】「女性の生活実態と意識に関する調査」実施 【高】「長寿社会トップ意識調査」実施	【女】〈上〉婦人問題担当窓口を庶務課に設置 【人】〈伊〉世界人権宣言40周年伊賀町実行委員会結成集会 【他】〈伊〉水道水源保護条例制定
1989	平元	【高】「豊かな高齢化社会を考える国民の集い三重集会」開催	【高】〈上〉ことぶき人材センター発足 【高】〈上〉老人保健施設「おかなみ」開設（(医)岡波総合病院） 【同】〈伊〉青少年活動センター完成
1990	平2	【人】「人権県宣言」三重県議会が議決 【同】「同和地区生活実態調査」実施 【同】「同和地区住環境実態調査」実施 【同】「三重県同和保育基本方針」策定 【高】（財）三重県長寿社会推進センター発足	【外】〈上〉自治省の国際交流のまち推進プロジェクトの指定を受けたことによる基本計画策定 【外】〈大〉第1回大山田村民訪中団の派遣 【他】〈青〉生活排水対策推進協議会設置

凡例：【人】人権全般【同】同和問題【女】女性【子】子ども【障】障害者【高】高齢者【外】外国人【他】その他

西暦	和暦	世界の動き	国の動き
1991	平3		<p>【女】「西暦2000年に向けての新国内行動計画」第1次改定</p> <p>【女】「育児休業等に関する法律」公布、'92施行</p> <p>【高】老人保健法が改正され、老人訪問看護制度が開始</p> <p>【障】「駅のエスカレーター整備方針」策定</p> <p>【同】地域改善対策協議会から「今後の地域改善対策について」意見具申</p>
1992	平4		<p>【同】地域改善対策事業の内10事業が一般事業へ移行</p> <p>【同】「地对財特法」5年延長</p> <p>【女】婦人問題担当大臣設置</p>
1993	平5	<p>【人】世界人権会議ウィーンで開催</p> <p>【人】世界先住民族国際年</p>	<p>【外】「改正外国人登録法」施行、永住者の指紋押捺廃止と家族登録制度導入</p> <p>【女】中学校で家庭科の男女必修完全実施</p> <p>【同】「同和地区実態把握調査（地区概況調査、生活実態調査・意識調査）」実施</p> <p>【女】「パートタイム労働法」公布</p> <p>【障】「心身障害者対策基本法」を改正し「障害者基本法」を制定・公布</p>

凡例：【人】人権全般【同】同和問題【女】女性【子】子ども【障】障害者【高】高齢者【外】外国人【他】その他  
 凡例：〈上〉旧上野市 〈伊〉旧伊賀町 〈島〉旧島ヶ原村 〈阿〉旧阿山町 〈大〉旧大山田村 〈青〉旧青山町

西暦	和暦	県の動き	市の動き
1991	平3		【他】〈上〉環境保全都市宣言 【高】〈上〉ことぶき人材センターを解散し、社団法人上野市シルバー人材センター設立 【高】〈上〉上野市ディサービスセンター開設（特別養護老人ホーム「福寿園」併設） 【他】〈上〉この年から非核平和で中学生を広島へ派遣 【同】〈伊〉同和問題審議会答申 【人】〈伊〉人権問題に関する町民意識調査実施 【他】〈阿〉「環境保全条例」「環境保線条例施行規則」の制定 【他】〈青〉非核平和のまち宣言 【他】〈青〉水道水源保護条例
1992	平4	【女】「青少年婦人課」から「青少年女性課」に改名 【女】「女性問題に関する県民意識と生活実態調査」実施 【高】老人休養ホーム「芙蓉荘」移転開設 【高】同和对策事業の物的事業量の調査実施 【外】三重県とスペイン・バレンシア州姉妹提携締結	【外】〈上〉三重県が指定する国際化推進計画を策定 【人】〈伊〉人権町宣言 【人】〈伊〉人権啓発推進本部設置 【人】〈阿〉「人権・同和問題連続講座」の第1回開催 【人】〈大〉人権啓発推進会議設置 【人】〈大〉人権尊重村宣言 【同】〈大〉「同和教育基本方針」策定 【人】〈大〉人権啓発推進協議会を結成 【同】〈大〉学校同和教育研究会を結成 【人】〈青〉人権尊重のまち宣言 【同】〈青〉同和地策事業の残事業調査
1993	平5	【障】「障害者対策の今後の方向－第2次長期行動計画－」を公表 【障】身体障害者福祉法関連の事務が市町村へ権限委譲	【人】〈上〉人権尊重都市宣言 【同】〈上〉同和对策審議会から「同和問題の残された課題とその解決施策について」意見具申 【同】〈伊〉部落差別撤廃条例制定 【同】〈伊〉老人憩いの家開所 【他】〈伊〉環境宣言決議 【人】〈島〉人権尊重の村宣言 【人】〈島〉人権同和教育推進協議会結成 【人】〈阿〉人権尊重の町宣言 【人】〈阿〉人権啓発推進会議の設置 【人】〈阿〉人権啓発推進協議会の設置 【同】〈大〉人権問題に関する大山田村民意識調査実施 【人】〈大〉大山田反差別村民ネットワークを結成 【同】〈大〉同和教育研究会を結成 【外】〈大〉広東省人民対外友好協会、同青年連合会と大山田村の「友好交流意向書」調印

凡例：【人】人権全般【同】同和問題【女】女性【子】子ども【障】障害者【高】高齢者【外】外国人【他】その他

西暦	和暦	世界の動き	国の動き
1994	平6	【女】「国際人口・開発会議」カイロで開催	【女】高校で家庭科の男女共修開始 【子】「子どもの権利条約」批准 【女】総理府に「男女共同参画室」及び「男女共同参画審議会」設置 【他】「地域保健法」を公布 【女】「男女共同参画推進本部」設置 【子】「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について（エンゼルプラン）」策定 【高】「新ゴールドプラン」策定、'95から開始
1995	平7	【女】「女性に対する暴力をなくす決議」国連人権委員会で採択 【女】「第4回世界女性会議」北京で開催 【人】「人権教育のための国連10年」始まる	【障】「精神保健法」を改正し「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（精神保健福祉法）」と改称、精神障害者の保健福祉対策の充実をめざす 【女】「育児休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）」成立、'99.4施行 【人】内閣に「人権教育のための国連10年推進本部」を設置 【人】「人種差別撤廃条約」批准 【女】「ILO156号条約」批准 【高】「高齢社会対策基本法」公布・施行 【障】「障害者プラン（ノーマライゼーション7カ年戦略）」発表
1996	平8		【他】「らい予防法の廃止に関する法律」制定・施行 【高】「高齢社会対策大綱」を閣議決定し、総理府に「高齢社会対策会議」を設置 【女】男女共同参画審議会が総理大臣に「男女共同参画ビジョン」を答申 【同】地域改善対策協議会から「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的なあり方について」意見具申 【同】「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的なあり方について」閣議決定 【女】「男女共同参画2000年プラン」策定 【人】「人権擁護施策推進法」成立、'97.3施行 【人】「人権擁護推進審議会」設置

凡例：【人】人権全般【同】同和問題【女】女性【子】子ども【障】障害者【高】高齢者【外】外国人【他】その他  
 凡例：〈上〉旧上野市 〈伊〉旧伊賀町 〈島〉旧島ヶ原村 〈阿〉旧阿山町 〈大〉旧大山田村 〈青〉旧青山町

西暦	和暦	県の動き	市の動き
1994	平6	<p>【女】三重県女性問題協議会から「第3次三重県女性行動計画（仮称）策定に関する基本的事項について」提出</p> <p>【女】三重県女性センター開館</p> <p>【高】「三重県高齢者保健福祉計画」策定</p>	<p>【高】〈上〉「老人保健福祉計画」策定</p> <p>【女】〈上〉女性団体代表者会議（ネットワーク会議）設置</p> <p>【障】〈上〉身体障害者ディサービスセンター「かしの木ひろば」開設（社）上野市社会事業協会）</p> <p>【高】〈伊〉「老人保健福祉計画」策定</p> <p>【高】〈島〉「老人保健福祉計画」策定</p> <p>【人】〈大〉人権啓発地区別懇談会を開始</p> <p>【同】〈大〉解放保育研究会を結成</p> <p>【高】〈大〉「老人保健福祉計画(生きがいプラン)」策定</p> <p>【人】〈青〉「部落差別撤廃条例」制定</p> <p>【高】〈青〉「老人保健福祉計画」策定</p> <p>【高】〈青〉指定介護老人福祉施設「特別養護老人ホーム森の里」、指定認知症対応型共同生活介護事業所「グループホーム森の里」</p>
1995	平7	<p>【女】「みえの男女共同参画プラン—アイリス21」策定</p> <p>【同】「三重県同和对策総合計画」策定</p> <p>【同】三重県同和地区生活実態調査</p>	<p>【人】〈上〉「上野市における部落差別をはじめあらゆる差別の撤廃に関する条例」施行</p> <p>【子】〈上〉子育て支援センターをみどり保育園内で開始する。</p> <p>【高】〈上〉在宅介護支援センターおかなみ開設（老人保健施設「おかなみ」併設）</p> <p>【高】〈上〉訪問看護ステーションうえの（社）上野市社会福祉協議会）</p> <p>【障】〈上〉上野ひまわり作業所開設（社）維雅幸育会）</p> <p>【同】〈伊〉同和对策総合計画策定</p> <p>【他】〈伊〉「まちづくり環境条例」制定</p> <p>【他】〈島〉「一般廃棄物処理基本計画」策定</p> <p>【高】〈島〉老人福祉センター設立、運営開始</p> <p>【高】〈島〉ホームヘルプサービス事業開始</p> <p>【他】〈島〉「環境保全条例」制定</p> <p>【同】〈阿〉学校同和教育研究会設立</p> <p>【他】「環境審議会条例」の制定</p> <p>【人】〈大〉「大山田村における部落差別をはじめとするあらゆる差別撤廃に関する条例」施行</p> <p>【他】〈青〉へき地診療所施設再開</p>
1996	平8	<p>【女】青少年女性課に「男女共同参画室」設置</p> <p>【女】男女共同参画推進協議会より緊急提言提出</p> <p>【女】「三重県審議会等女性委員登用促進基本要綱」の制定（'97.4.1から施行）</p> <p>【人】「三重県人権教育のための国連10年推進本部」を設置</p> <p>【同】「三重県同和地区の生活実態調査報告書」公表 '95調査</p> <p>【外】「三重県国際化推進プラン」策定</p> <p>【外】三重県とパラオ共和国友好提携締結</p> <p>【子】「みえ子ども未来プラン」策定</p> <p>【高】三重県介護実習・普及センター開設</p>	<p>【女】〈上〉「市役所で働く男女の意識調査」実施</p> <p>【子】〈上〉放課後児童クラブを東小学校敷地内で開所</p> <p>【高】〈上〉在宅介護支援センターふくじゅえん開設（特別養護老人ホーム「福寿園」併設）</p> <p>【人】〈伊〉人権問題に関する町民意識調査実施</p> <p>【他】〈島〉「母子保健計画」策定</p> <p>【同】〈大〉ライトピアおおやまだ（隣保館、教育集会所）完成</p> <p>【同】〈大〉おおやまだ人権大学講座inライトピア開始</p> <p>【同】〈大〉同和問題審議会設置</p> <p>【人】〈青〉人権問題に関する意識調査実施</p>

凡例：【人】人権全般【同】同和問題【女】女性【子】子ども【障】障害者【高】高齢者【外】外国人【他】その他

西暦	和暦	世界の動き	国の動き
1997	平9		<p>【同】地域改善対策事業(除く15事業)の終了</p> <p>【他】「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律(アイヌ新法)」5月公布・7月施行</p> <p>【女】「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(改正男女雇用機会均等法)」改正、募集・採用等の差別が禁止 '99.4.1から施行</p> <p>【女】「労働基準法」改正</p> <p>【人】「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画」公表</p> <p>【子】保育所の選択制や放課後児童健全育成事業の法制化等を内容とする「児童福祉法」の改正 '98.4施行</p> <p>【高】「介護保険法」公布、'00.4.1から施行</p> <p>【人】人権フォーラム21を設立</p>
1998	平10		<p>【他】「特定非営利活動促進法(NPO法)」公布</p> <p>【他】「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症新法)」成立、'99.4.1から施行</p> <p>【障】精神薄弱の用語を知的障害に改める</p> <p>【女】男女共同参画審議会が「男女共同参画社会基本法について」を答申</p>

凡例：【人】人権全般【同】同和問題【女】女性【子】子ども【障】障害者【高】高齢者【外】外国人【他】その他  
 凡例：〈上〉旧上野市 〈伊〉旧伊賀町 〈島〉旧島ヶ原村 〈阿〉旧阿山町 〈大〉旧大山田村 〈青〉旧青山町 〈広〉伊賀広域

西暦	和暦	県の動き	市の動き
1997	平9	<p>【人】「人権が尊重される三重をつくる条例」施行</p> <p>【女】男女共同参画推進協議会より提言「男女共同参画社会の実現を目指して」提出</p> <p>【女】「女性問題に関する県民意識と生活実態調査」実施</p> <p>【他】新しい総合計画「三重のくにづくり宣言」策定</p> <p>【子】「三重県児童虐待防止会議」の設置</p>	<p>【女】〈上〉総務部に「女性政策課」を設置</p> <p>【女】〈上〉「女性に関する市民意識調査」実施</p> <p>【同】〈上〉「同和問題（部落問題）に関する市民意識調査分析報告書」公表、'95調査</p> <p>【外】〈上〉「国際化推進プラン」策定</p> <p>【同】〈上〉「平成7年度三重県同和地区生活実態調査結果」（上野市分）公表</p> <p>【同】〈上〉リバティなかせ完成</p> <p>【高】〈上〉老人保健施設「第二おかなみ」開設（(医)岡波総合病院）</p> <p>【障】〈上〉伊賀広域在宅障害者生活支援センター「かしの木」開設（「かしの木ひろば」併設）</p> <p>【障】〈上〉上野ひまわり作業所分場開設（(社)維雅幸育会）</p> <p>【人】〈上〉人権啓発地区草の根運動推進会議連絡会が発足</p> <p>【外】〈伊〉〈青〉国際交流協会設立</p> <p>【他】〈伊〉〈島〉〈大〉非核平和宣言</p>
1998	平10	<p>【女】「アイリス21推進連携会議（アイリスネットワーク）」設置</p> <p>【障】「障害者対策の今後の方向―第2次長期行動計画―」を改訂</p>	<p>【障】〈上〉「障害者福祉計画」策定</p> <p>【女】〈上〉「女性行動計画策定懇話会」設置。懇話会より「女性行動計画策定のための提言書」提出</p> <p>【外】〈上〉上野市国際交流協会設立</p> <p>【他】〈伊〉「まちづくり環境基本計画」策定</p> <p>【人】〈島〉「差別撤廃条例」制定</p> <p>【高】〈阿〉特別養護老人ホーム「ぬくもり園」開設</p> <p>【人】〈阿〉「人権が尊重される阿山をつくる条例」制定</p> <p>【人】〈阿〉「人権施策審議会」の設置</p> <p>【同】〈大〉「同和保育基本方針」策定</p> <p>【同】〈大〉人権・同和対策推進委員を設置</p> <p>【女】〈大〉男女共同参画推進地域セミナーを開催</p> <p>【人】〈大〉「人権教育のための国連10年」推進本部〈大〉設置</p> <p>【他】〈大〉「環境基本条例」施行</p> <p>【他】〈大〉大山田温泉福祉公社設立</p> <p>【他】〈青〉「ゴミボイ捨て条例」制定</p>

凡例：【人】人権全般【同】同和問題【女】女性【子】子ども【障】障害者【高】高齢者【外】外国人【他】その他

西暦	和暦	世界の動き	国の動き
1999	平11	【高】国際高齢者年	<p>【女】「改正男女雇用機会均等法」全面施行</p> <p>【女】「男女共同参画社会基本法」公布</p> <p>【人】人権擁護推進審議会が「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について」答申</p> <p>【高】「ゴールドプラン21（今後5カ年間の高齢者保健福祉施策の方向）」策定、'00から開始</p> <p>【子】「少子化対策推進基本方針」決定</p> <p>【子】「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について（新エンゼルプラン）」策定</p> <p>【子】「児童買春・児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護に関する法律（児童買春・児童ポルノ禁止法）」5月公布、11月施行</p> <p>【他】「らい予防法の廃止に関する法律」改正</p>
2000	平12	【女】国連特別総会「女性2000年会議」開催（ニューヨーク）	<p>【他】「21世紀の国民健康づくり運動（健康日本21）計画」策定</p> <p>【子】「児童虐待の防止等に関する法律」5月公布、11月施行</p> <p>【女】男女共同参画審議会が「女性に対する暴力に関する基本的方策について」答申</p> <p>【女】「男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方」について男女共同参画審議会答申</p> <p>【女】「男女共同参画基本計画」の閣議決定</p> <p>【他】「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）」施行、部分的に'02.5月から</p> <p>【人】「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」公布</p> <p>【人】人権擁護推進審議会から「人権救済制度の在り方に関する中間取りまとめ」が報告される</p> <p>【他】「犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続きに付随する措置に関する法律（犯罪被害者保護法）」5月公布、11月施行</p>

凡例：【人】人権全般【同】同和問題【女】女性【子】子ども【障】障害者【高】高齢者【外】外国人【他】その他  
 凡例：〈上〉旧上野市 〈伊〉旧伊賀町 〈島〉旧島ヶ原村 〈阿〉旧阿山町 〈大〉旧大山田村 〈青〉旧青山町 〈広〉伊賀広域

西暦	和暦	県の動き	市の動き
1999	平11	【女】「三重県男女共同参画推進懇話会」設置 【同】「三重県同和教育基本方針(改定)」策定 【障】「三重県バリアフリーのまちづくり推進条例」施行 【人】「三重県人権施策基本方針」策定 【人】「人権文化創造をめざす啓発と三重県民の意識の現状(1998年度人権問題に関する三重県民意識調査報告書)」公表 【人】「三重県人権教育基本方針」策定 【他】「三重県情報公開条例」前面改正	【女】〈上〉「女性政策推進会議」設置 【他】〈上〉「緑の基本計画書」策定 【人】〈上〉「人権施策審議会条例」施行 【子】〈上〉一時保育事業をみどり第二保育園で開始 【高】〈上〉特別養護老人ホーム「彩四季」開設((社)いがほくぶ) 【高】〈上〉ハローケア訪問看護ステーション「緑ヶ丘」(財)信貴山病院 【外】〈島〉「国際交流協会」設立 【外】〈阿〉「国際交流協会」の設立 【人】〈阿〉地区懇談会「人権を考えるつどい」の第1回開催 【同】〈大〉「人権問題に関する大山田村民意識調査」実施 【同】〈大〉「同和対策総合計画」策定 【女】〈大〉男女共同参画推進セミナーを開催 【高】〈大〉おおやまだディサービスセンター「さるびの」開設 【同】〈青〉「同和対策総合計画」策定 【高】〈広〉伊賀介護保険広域連合設立
2000	平12	【人】IMADR-Mie(反差別国際会議三重)設立 【高】「第2次三重県高齢者保健福祉計画・三重県介護保険事業支援計画」策定 【女】「三重県男女共同参画推進条例」公布 2001.1.1から施行	【子】〈上〉「児童育成計画」策定 【子】〈上〉休日保育事業を曙保育園で開始 【女】〈上〉「男女共同参画プラン」策定 【他】〈上〉上野市健康都市宣言 【高】〈上〉特別養護老人ホーム「さわやか園」開設(社)敬親会 【人】〈上〉「人権施策審議会」を設置 【人】〈上〉「人権施策総合計画策定について」上野市人権施策審議会に諮問 【障】〈上〉太陽作業所開設((社)伊賀昴会) 【同】〈伊〉同和地区生活実態調査実施 【人】〈伊〉人権問題に関する町民意識調査実施 【障】〈阿〉「保健福祉センター」の開設 【人】〈阿〉「人権フェスティバル」の第1回開催 【同】〈大〉人権啓発推進協議会が大山田村同和教育研究会に統合 【子】〈大〉大山田むらびとづくり推進会議が発足 【高】〈青〉福祉センター開設 【高】〈青〉「高齢者福祉計画」策定 【他】〈青〉「環境審議会条例」制定 【他】〈青〉環境モニター設置 【他】〈青〉「一般廃棄物処理基本計画」策定 【高】〈広〉介護保険制度開始 【障】〈広〉伊賀地区町村障害者授産施設「きらめき工房」竣工

凡例：【人】人権全般【同】同和問題【女】女性【子】子ども【障】障害者【高】高齢者【外】外国人【他】その他

西暦	和暦	世界の動き	国の動き
2001	平13		<p>【女】「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」4月公布、10月部分施行、'02.4.1より完全施行</p> <p>【他】「ハンセン病療養入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」制定</p> <p>【他】「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）」11月公布、'02.5月施行</p>
2002	平14		<p>【女】「母子及び寡婦福祉法」改正</p> <p>【他】「ホームレスの自立支援等に関する特別措置法」8月公布・施行</p> <p>【同】「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（地对財特法）」3.31失効</p>
2003	平15		<p>【他】「個人情報の保護に関する法律」5月制定</p> <p>【子】「児童福祉法」の改正 7月</p> <p>【他】「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」7月公布、'04.7施行</p> <p>【他】「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」7月告示</p>

凡例：【人】人権全般【同】同和問題【女】女性【子】子ども【障】障害者【高】高齢者【外】外国人【他】その他  
 凡例：〈上〉旧上野市 〈伊〉旧伊賀町 〈島〉旧島ヶ原村 〈阿〉旧阿山町 〈大〉旧大山田村 〈青〉旧青山町 〈広〉伊賀広域

西暦	和暦	県の動き	市の動き
2001	平13	<p>【人】「みんなでA・B・C」「人権教育いきいき学習プログラム」「学校同和教育指導資料（三訂版）」発行            【他】「ヘルシーピープルみえ・21」策定</p>	<p>【人】〈上〉人権施策審議会が「上野市人権施策総合計画策定について」答申            【人】〈上〉「人権施策総合計画」策定            【女】〈上〉「男女共同参画都市宣言」            【高】〈阿〉「老人保健福祉計画」策定            【人】〈阿〉「人権施策基本方針」策定            【子】〈大〉「放課後児童クラブあっとほーむ」を西小学校敷地内で開所            【障】〈広〉伊賀地区町村障害者授産施設「きらめき工房」開設</p>
2002	平14	<p>【他】「三重県個人情報保護条例」3月公布            【他】「三重県健康づくり推進条例」3月公布            【女】「三重県男女共同参画基本計画」策定            【人】「人権教育一問一答集」発行</p>	<p>【他】〈上〉「健康21計画」策定            【人】〈上〉人権問題に対する上野市職員意識調査の報告書公表            【女】〈上〉「男女共同参画推進条例」制定            【同】〈上〉同和对策審議会答申（特別措置法後の同和行政）            【他】〈上〉「環境基本条例」制定            【人】〈伊〉伊賀町人権問題地区別懇談会モデル事業開始            【障】〈伊〉〈島〉〈阿〉「伊賀地区町村障害者保健福祉計画」策定            【他】〈島〉「社会福祉法人 島ヶ原村社会福祉協議会」設立            【他】〈大〉大山田教育センター完成            【人】〈大〉「人権教育のための国連10年行動計画」策定            【他】〈大〉「環境基本計画」策定            【人】〈大〉「人権モデル地区」が結成            【人】〈大〉「毎月11日は人権を確かめあう日」制定            【障】〈青〉「障害者保健福祉計画」策定            【人】〈伊〉伊賀地区における部落差別をはじめとするあらゆる差別撤廃に関する連絡協議会設立</p>
2003	平15	<p>【障】「三重県障害者プラン—第三次長期行動計画」策定            【他】「みえ福祉第三者評価機関参画要綱」「みえ福祉第三者評価機関参画実施要領」11月施行</p>	<p>【高】〈上〉「新しい介護保険事業計画」策定            【人】〈上〉人権問題に対する上野市民意識調査報告書公表            【他】〈上〉「健康づくり推進条例」            【同】〈伊〉部落差別撤廃審議会が「伊賀町における今後の同和行政のあり方について」答申            【子】〈島〉「すこやか親子しまがはら」策定（島ヶ原母子保健計画の見直し）            【人】〈阿〉「人権問題に関する阿山町民意調査」の実施            【人】〈大〉「人権問題に関する大山田村職員意識調査」実施            【他】〈大〉「個人情報保護条例」施行            【人】〈青〉人権問題に関する意識調査実施            【人】〈青〉「人権施策基本方針」策定            【子】〈青〉放課後児童施設</p>

凡例：【人】人権全般【同】同和問題【女】女性【子】子ども【障】障害者【高】高齢者【外】外国人【他】その他

西暦	和暦	世界の動き	国の動き
2004	平16	<p>【人】第59回国連人権委員会において、「人権教育のための国連10年フォローアップ決議」を採択</p> <p>【人】第59回国連総会において「人権教育のための世界計画決議」採択</p> <p>【他】「持続可能な開発のための教育の10年」宣言</p>	<p>【子】「児童虐待の防止等に関する法律」の改正</p> <p>【女】「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律」6月改正、12月施行</p> <p>【他】「犯罪被害者等基本法」制定</p> <p>【他】「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を厚生労働省が作成</p> <p>【外】「外国人労働者の雇用・労働条件に関する指針」改正</p>
2005	平17	<p>【人】「人権教育のための世界計画決議」採択</p>	<p>【障】「障害者自立支援法」10月末成立、'06.4.1～、10.1～施行</p> <p>【高】「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」11月成立</p> <p>【女】「男女共同参画基本計画（第2次）」策定</p> <p>【他】「犯罪被害者等基本計画」12月閣議決定</p>
2006	平18	<p>【障】「障害者権利条約」採択</p> <p>【人】「国連・人権理事会」設置</p>	<p>【他】「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」改訂</p> <p>【障】「障害者の雇用の促進等に関する法律」改正</p> <p>【他】「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」改正</p> <p>【他】「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」6月公布、12月施行</p>
2007	平19	<p>【他】「先住民族の権利に関する国連宣言」採択</p>	<p>【女】「改正男女雇用機会均等法」</p>

凡例：【人】人権全般【同】同和問題【女】女性【子】子ども【障】障害者【高】高齢者【外】外国人【他】その他  
 凡例：〈上〉旧上野市 〈伊〉旧伊賀町 〈島〉旧島ヶ原村 〈阿〉旧阿山町 〈大〉旧大山田村 〈青〉旧青山町 〈広〉伊賀広域

西暦	和暦	県の動き	市の動き
2004	平16	<p>【子】「子どもを虐待から守る条例」3月公布・施行、'05.10改正</p> <p>【他】「三重県地域福祉推進計画」策定</p> <p>【子】条例に基づき、「子育て支援指針」「早期発見対応指針」「保護支援指針」策定</p>	<p>【女】〈上〉「第2回女性議会」開催</p> <p>【同】〈上〉「上野市地区実態調査の報告書」公表</p> <p>【子】〈伊〉壬生野放課後児童クラブ設置</p> <p>【同】〈伊〉「同和对策総合計画」策定</p> <p>【人】〈伊〉「人権施策基本方針」策定</p> <p>【人】〈伊〉「人権教育のための国連10年」後期行動計画策定</p> <p>【同】〈大〉「人権問題に関する大山田村民意識調査」実施</p> <p>【高】〈大〉福祉（ふれあい交流）センター完成</p> <p>【同】〈大〉同和問題審議会が「大山田村における今後の同和行政のあり方について」答申</p> <p>【人】〈大〉「大山田人権問題企業等連絡会」を結成</p> <p>【他】〈青〉保健センター開設</p> <hr/> <p>【他】伊賀市合併</p> <p>【人】「伊賀市における部落差別をはじめとするあらゆる差別の撤廃に関する条例」制定</p> <p>【女】「伊賀市男女共同参画推進条例」制定</p> <p>【他】「伊賀市情報公開条例」制定</p> <p>【他】「伊賀市個人情報保護条例」制定</p>
2005	平17	<p>【他】「三重県情報公開条例」最終改正</p> <p>【他】「三重県個人情報保護条例」最終改正</p> <p>【他】「三重県のハンセン病問題、その資料と証言」発行</p> <p>【子】「三重県次世代育成支援行動計画」策定</p>	<p>【子】「伊賀市次世代育成支援対策地域行動計画 輝け！いがっ子応援プラン」策定</p> <p>【子】「伊賀市子ども健全育成条例」制定</p> <p>【人】島ヶ原地区人権意識調査実施</p> <p>【子】島ヶ原放課後児童クラブ開始</p> <p>【人】阿山人権同和教育研究協議会設立</p> <p>【障】きらめき工房 授産施設</p> <p>【他】「伊賀市非核平和都市宣言」</p> <p>【人】「伊賀市人権尊重都市宣言」</p> <p>【女】「伊賀市男女共同参画都市宣言」</p> <p>【女】「男女共同参画に関する意識調査」</p>
2006	平18	<p>【人】「三重県人権施策基本方針（第一次改定）」</p> <p>【他】「三重県ウェブアクセシビリティガイドライン」の策定</p> <p>【女】「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画」策定</p> <p>【高】「みえ高齢者元気・かがやきプラン」</p> <p>【障】障害者人材センター「ゴールド人材センターみえ」開設</p>	<p>【障】多機能型知的障害者グループホーム「かざぐるま」開設</p> <p>【女】「伊賀市男女共同参画基本計画」策定</p> <p>【子】「伊賀市子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議設置要綱制定</p> <p>【他】「伊賀市総合計画」6月策定</p> <p>【高】「伊賀市高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画」策定</p> <p>【他】「伊賀市地域福祉計画」策定</p>
2007	平19	<p>【人】「人権が尊重される三重をつくる行動プラン」策定</p> <p>【他】「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画」策定</p> <p>【他】「県民しあわせプラン第二次戦略計画」策定</p> <p>【他】「三重県住生活基本計画」</p>	<p>【障】「伊賀市障害福祉計画」策定</p> <p>【他】「伊賀市健康21計画」策定</p> <p>【他】「伊賀市地域活性化計画」策定</p> <p>【他】「伊賀市環境基本計画」策定</p> <p>【人】「伊賀市人権施策総合計画」策定</p> <p>【同】「伊賀市人権同和教育基本方針」策定</p> <p>【他】「伊賀市生涯学習推進大綱」策定</p> <p>【人】インターネットモニタリング開始（名張市との広域連協で）</p>

凡例：【人】人権全般【同】同和問題【女】女性【子】子ども【障】障害者【高】高齢者【外】外国人【他】その他

西暦	和暦	世界の動き	国の動き
2008	平20		【他】「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」
2009	平21		【他】「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」施行
2010	平22		【他】「いのちを守る自殺対策緊急プラン」策定 【女】「男女共同参画基本計画（第3次）」策定
2011	平23	【女】「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(UN Woman)」発足 【他】「ビジネスと人権に関する指導原則」採択	【障】「障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律」制定
2012	平24	【女】国連「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択（日本提案）	【子】「子ども・子育て関連3法」制定 【障】「障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律」施行

凡例：【人】人権全般【同】同和問題【女】女性【子】子ども【障】障害者【高】高齢者【外】外国人【他】その他

西暦	和暦	県の動き	市の動き
2008	平20		【同】「伊賀市同和施策推進計画」策定
2009	平21	【人】「三重県教育基本方針」改定 【障】「みえ障がい者福祉プラン・第2期計画」策定 【障】「みえ高齢者元気・かがやきプランー改訂版」策定 【他】「三重県自殺対策行動計画」策定	【女】「男女共同参画に関する意識調査」実施 【人】「人権問題に関する市民意識調査」実施
2010	平22	【人】「人権教育ガイドライン」作成 【子】「第二期三重県次世代育成支援行動計画」策定	【子】「伊賀市次世代育成支援対策地域行動計画（後期計画）」策定
2011	平23	【人】「人権が尊重される三重をつくる行動プラン（第二次）」策定 【子】「三重県子ども条例」制定 【女】「第2次三重県男女共同参画基本計画」策定 【他】「第2次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画」策定 【外】「三重県国際化推進指針 第一次改定」策定	【他】「伊賀市総合計画（後期計画）」策定 【他】「第2次伊賀市地域福祉計画」策定 【女】「第2次伊賀市男女共同参画基本計画」策定 【同】同和問題解決に向けた生活実態調査実施
2012	平24		【子】「伊賀市解放保育基本方針」策定 【同】「同和地区生活実態調査」実施 【障】「第2次伊賀市障がい者福祉計画」策定 【他】「伊賀市健康21（第2次）計画」策定 【他】「伊賀市地域活性化計画（後期計画）」策定 【人】「第2次伊賀市人権施策総合計画」策定 【他】「伊賀市生涯学習推進大綱（後期）」策定 【女】男女共同参画センター開設 【他】生涯学習センター開設 【他】伊賀市 登録型本人通知制度導入

凡例：【人】人権全般【同】同和問題【女】女性【子】子ども【障】障害者【高】高齢者【外】外国人【他】その他

西暦	和暦	世界の動き	国の動き
2013	平25		<p>【女】「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)」改正</p> <p>【障】「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(障害者総合支援法)施行</p> <p>【障】「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)公布</p> <p>【子】「いじめ防止対策推進法」施行</p> <p>【女】「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」策定</p>
2014	平26	<p>【女】国連「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択(日本提案)</p> <p>【女】UN Woman HeForSheキャンペーン(女性の地位向上に男性の協力・参加を呼びかける運動)開始</p>	<p>【障】国連「障害者の権利に関する条約(障害者権利条約)」批准</p> <p>【子】「子ども・子育て支援事業計画」策定</p> <p>【子】「子どもの貧困対策法」施行</p>
2015	平27	<p>【人】「人権教育のための世界教育・第3フェーズ行動計画」(~2019年)開始</p> <p>【人】「持続可能な開発のための2030アジェンダ」採択</p>	<p>【女】「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」公布</p> <p>【他】「生活困窮者自立支援法」施行</p> <p>【女】「第4次男女共同参画基本計画」策定</p> <p>【女】「女性の活躍加速のための重点方針2015」策定</p>
2016	平28		<p>【女】「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」施行</p> <p>【障】「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)施行</p> <p>【外】「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法)」施行</p> <p>【同】「部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)」施行</p>
2017	平29		

凡例：【人】人権全般【同】同和問題【女】女性【子】子ども【障】障害者【高】高齢者【外】外国人【他】その他

西暦	和暦	県の動き	市の動き
2013	平25	【人】人権問題に関する三重県民意識調査実施 【人】人権問題に関する三重県教職員意識調査実施	【同】「第2次伊賀市同和施策推進計画」策定 【人】「伊賀市人権同和教育基本方針」一部改定
2014	平26		【女】「男女共同参画に関する意識調査」実施
2015	平27	【女】「みえ性被害者支援センターよりこ」開設 【他】「第3次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画」策定 【人】「三重県人権施策基本方針（第二次改定）」策定	【人】人権に関する市民意識調査 【他】伊賀市人権学習企業等連絡会設立
2016	平28	【人】「人権が尊重される三重をつくる行動プラン（第三次）」策定 【外】「三重県多文化共生社会づくり指針」策定 【女】「女性の活躍推進三重県会議」設立	【女】「第3次伊賀市男女共同参画基本計画」策定 【他】「第3次伊賀市地域福祉計画」策定 【同】同和問題解決に向けた生活実態調査実施
2017	平29	【人】「三重県人権教育基本方針」改定 【障】「三重県手話言語条例」施行 【女】「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画（第5次改定）」 【女】「第2次三重県男女共同参画基本計画（改訂版）」策定 【他】「ダイバーシティみえ推進方針」策定	【人】「第3次伊賀市人権施策総合計画」策定 【同】「第3次伊賀市同和施策推進計画」策定

凡例：【人】人権全般【同】同和問題【女】女性【子】子ども【障】障害者【高】高齢者【外】外国人【他】その他

西暦	和暦	世界の動き	国の動き
2018	平30		
2019	令1	【他】世界保健機関の総会において「国際疾病分類」改訂版が承認	<p>【女】「女性の職業生活における活躍の推進等に関する法律（女性活躍推進法）」一部改正</p> <p>【女】「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）」一部改正</p> <p>【女】「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）」一部改正</p> <p>【他】「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」施行</p>
2020	令2		【他】「アイヌ施策の総合的かつ効果的な推進を図るための基本方針」策定
2021	令3		【障】「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」改正
2022	令4		<p>【女】「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（困難女性支援法）」施行</p> <p>【障】「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律」成立</p> <p>【他】「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）」改正</p> <p>【他】「刑法」改正</p> <p>【他】「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」策定</p>
2023	令5		【他】「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（LGBT理解増進法）」公布

凡例：【人】人権全般【同】同和問題【女】女性【子】子ども【障】障害者【高】高齢者【外】外国人【他】その他

西暦	和暦	県の動き	市の動き
2018	平30	【人権教育ガイドライン】策定	
2019	令1	【人】「人権問題に関する三重県民意識調査」実施	【女】「男女共同参画に関する意識調査」実施
2020	令2	【他】「三重県感染症対策条例」施行 【人】「第4次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」策定	【人】「人権問題に関する伊賀市民意識調査」実施 【子】「第2期伊賀市子ども・子育て支援事業計画」策定 【障】「第4次伊賀市障がい者福祉計画」策定
2021	令3	【他】「性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例」施行	【同】「隣保館、教育集会所、児童館を利用する児童生徒の保護者及び、高校生と青年を対象としたニーズ調査」実施 【他】「第2次伊賀市総合計画・第3次基本計画」策定 【障】「第4次伊賀市地域福祉計画」策定 【高】「第6次高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」策定 【他】「伊賀市地域公共交通計画」改定 【他】「伊賀市都市マスタープラン」改定 【他】「伊賀市教育大綱」改定
2022	令4	【人】「人権問題に関する三重県民意識調査」実施	
2023	令5		

## 第4次伊賀市人権施策総合計画

発 行 伊賀市  
発行年月 2023(令和5)年10月  
編 集 伊賀市人権生活環境部人権政策課  
〒518-8501  
三重県伊賀市四十九町3184番地  
TEL (0595) 22-9683  
FAX (0595) 22-9641  
E-mail : [jinken-danjo@city.iga.lg.jp](mailto:jinken-danjo@city.iga.lg.jp)